
森町高齢者福祉総合計画

(森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
北海道 森町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の根拠法と位置付け.....	2
3 計画期間.....	2
4 他計画との関係.....	3
5 計画策定の体制.....	3
第2章 高齢者を取り巻く状況	4
1 高齢者の現状.....	4
2 森町高齢者福祉計画の実施状況.....	7
3 第8期介護保険事業計画の実施状況.....	8
4 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果.....	12
5 在宅介護実態調査結果.....	22
6 国の基本指針.....	29
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本方針.....	30
2 基本目標.....	30
3 日常生活圏域の設定.....	30
4 施策体系.....	31
第4章 高齢者福祉施策の推進	32
1 高齢者福祉事業の推進.....	32
2 地域生活支援体制等の整備.....	37
3 高齢者の積極的な社会参加.....	41
4 高齢者の安全で快適な生活の確保.....	42
5 地域支援事業の推進と自立支援.....	44
第5章 第9期介護保険事業計画	58
1 介護保険事業の制度改正について.....	58
2 将来推計.....	59
3 サービス見込量の推計.....	62
4 介護保険料の算定.....	67
第6章 計画推進のために	70
1 計画の推進方策.....	70
2 計画の進行管理.....	71
資料編	72
1 森町高齢者福祉総合計画策定委員会設置要綱.....	72
2 森町高齢者福祉総合計画策定委員会.....	73
3 森町高齢者福祉総合計画策定経過.....	74

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、令和3年3月に「森町高齢者福祉総合計画」（森町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）を策定し、生涯にわたって生き生きと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持って地域で暮らし続けられるまちづくりを進めてきました。

これまで、介護保険事業と高齢者福祉施策では、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の第9期計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を視野に入れつつ、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることとなります。

足下においては、これまでの経年的な変化の把握を行うとともに、高齢者の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指していく必要があります。

全国的な傾向と同様、森町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

「森町高齢者福祉総合計画」（森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、森町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

2 計画の根拠法と位置付け

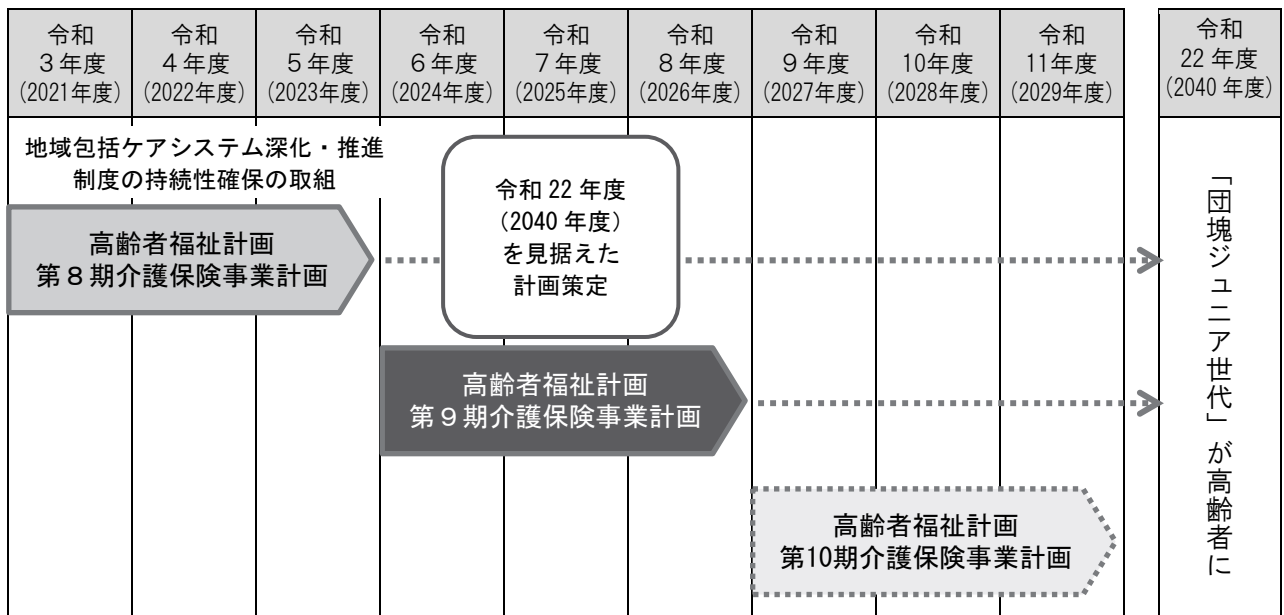
本計画は「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体的な計画として策定します。

また、この計画は「森町総合開発振興計画」の健康・福祉部門の分野計画としても位置付けられています。

3 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とし、計画期間3年目の令和8年度に本計画全体の評価・検証を実施して計画の見直しを行います。

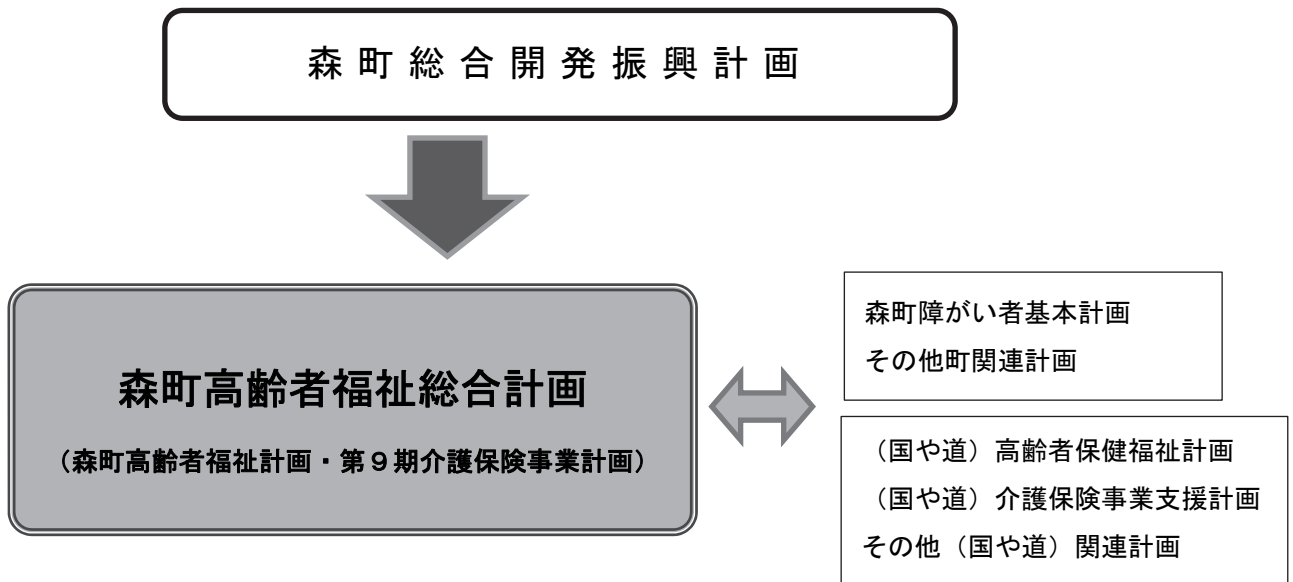
なお、本計画は「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年（2040年）を視野に入れた中長期的な目標を示し、具体的に地域包括ケアシステムへの取組を深めていくという位置付けを有しています。



4 他計画との関係

本計画は、各年度における老人福祉サービスや介護給付対象サービスの見込量確保のための方策等を定め、高齢者対策の基本的な計画として策定するものです。

さらに本計画は、森町総合開発振興計画、北海道が策定する新たな北海道高齢者保健福祉計画や北海道介護保険事業支援計画等との連携により調和を図ります。

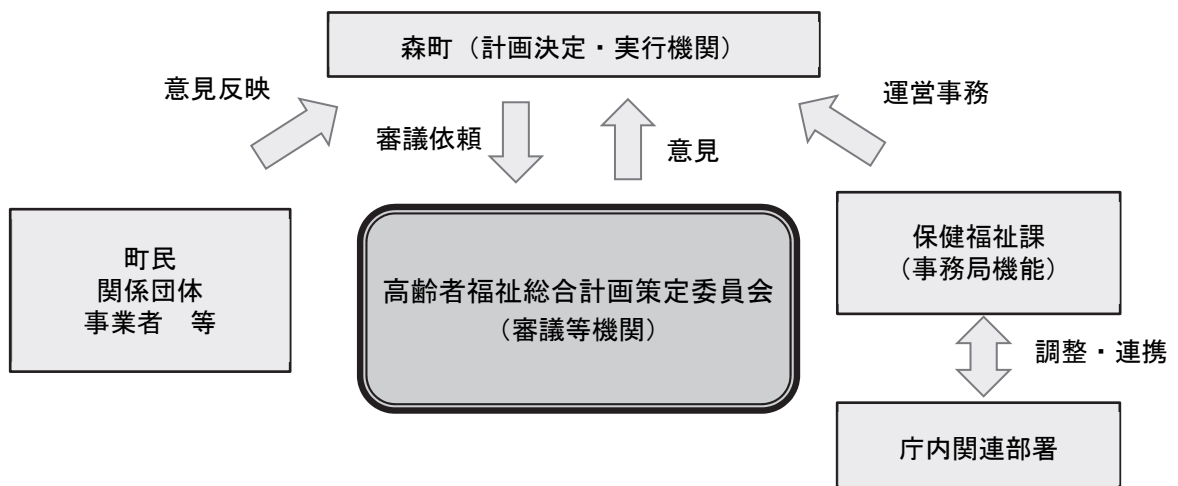


5 計画策定の体制

本計画は、主管課である保健福祉課のほか、庁内関係課及び森町社会福祉協議会等関連部署で構成する「高齢者福祉総合計画検討委員会」を設置し、密接な連携を図りながら策定します。

また、本計画は、被保険者をはじめ幅広い関係者の参画により、住民の理解・協力のもと、本町の特性に応じた事業を展開するため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、医療福祉関係者及び被保険者第1号・2号代表（地域住民）等の参加を得て、「森町高齢者福祉総合計画策定委員会」を設置しました。

■計画策定体制



第2章

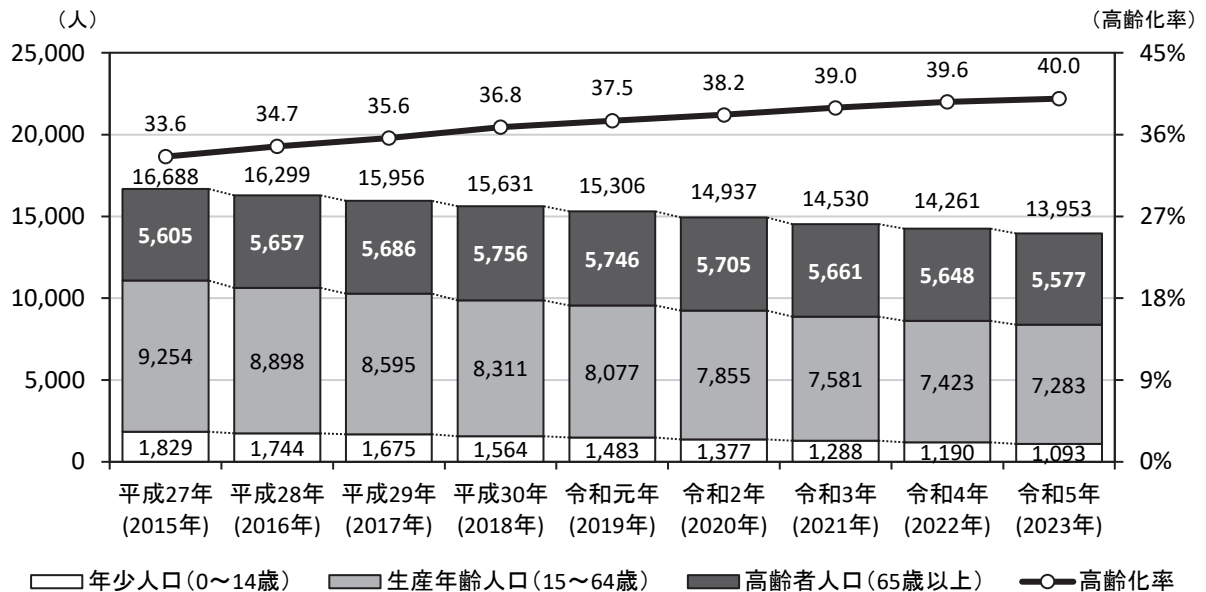
高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の現状

(1) 総人口の推移

森町の総人口は減少傾向にあり、平成27年の16,688人から令和5年には13,953人まで減少しています。高齢者人口は令和元年度に減少に転じましたが、高齢化率は伸び続けており、令和5年は40.0%となっています。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



(単位：人)

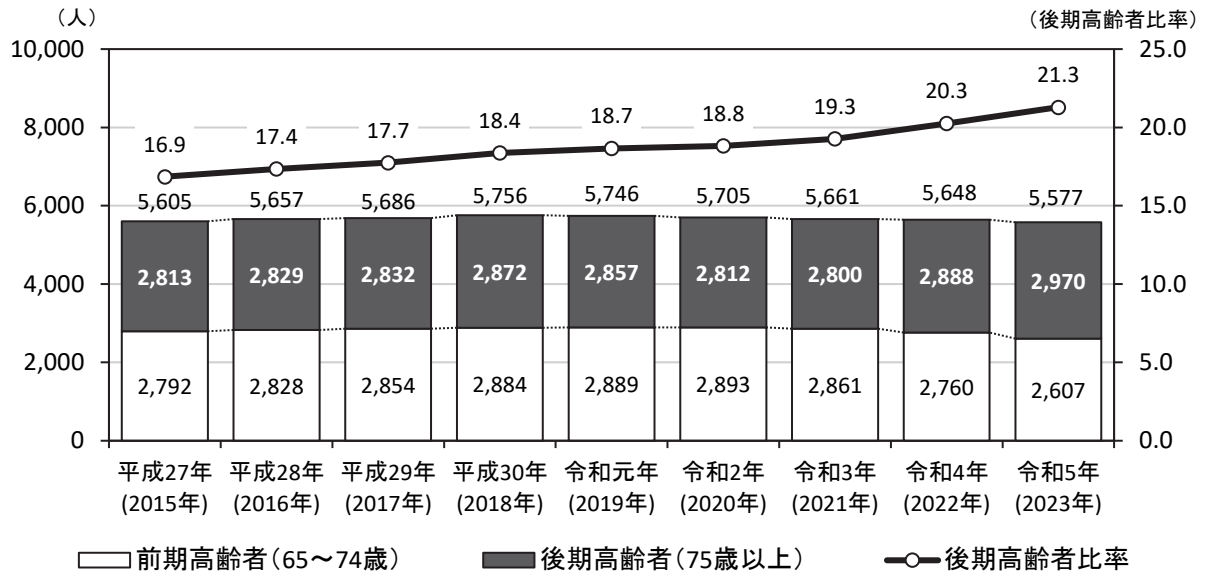
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	16,688	16,299	15,956	16,631	15,306	14,937	14,530	14,261	13,953
年少人口 (0~14歳)	1,829 (11.1%)	1,744 (10.7%)	1,675 (10.5%)	1,564 (10.0%)	1,483 (9.7%)	1,377 (9.2%)	1,288 (8.9%)	1,190 (8.3%)	1,093 (7.8%)
生産年齢人口 (15~64歳)	9,254 (55.3%)	8,898 (54.6%)	8,595 (53.9%)	8,311 (53.2%)	8,077 (52.8%)	7,855 (52.6%)	7,581 (52.1%)	7,423 (52.1%)	7,283 (52.2%)
高齢者人口 (65歳以上)	5,605 (33.6%)	5,657 (34.7%)	5,686 (35.6%)	5,756 (36.8%)	5,746 (37.5%)	5,705 (38.2%)	5,661 (39.0%)	5,648 (39.6%)	5,577 (40.0%)

※ () 内は総人口に占める割合
出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和3年から減少に転じ、後期高齢者（75歳以上）は令和元年から令和3年までの減少傾向が令和4年から増加に転じている状況です。総人口に占める後期高齢者の割合は増加傾向が続いており、令和5年は21.3%となっています。

■ 高齢者人口と後期高齢者比率の推移



	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	16,688	16,299	15,956	16,631	15,306	14,937	14,530	14,261	13,953
高齢者人口 (65歳以上)	5,605 (33.6%)	5,657 (34.7%)	5,686 (35.6%)	5,756 (36.8%)	5,746 (37.5%)	5,705 (38.2%)	5,661 (39.0%)	5,648 (39.6%)	5,577 (40.0%)
前期高齢者 (65～74歳)	2,792 (16.7%)	2,828 (17.4%)	2,854 (17.9%)	2,884 (18.5%)	2,889 (18.9%)	2,893 (19.7%)	2,861 (19.7%)	2,760 (19.4%)	2,607 (18.7%)
後期高齢者 (75歳以上)	2,813 (16.9%)	2,829 (17.4%)	2,832 (17.7%)	2,872 (18.4%)	2,857 (18.7%)	2,812 (18.8%)	2,800 (19.3%)	2,888 (20.3%)	2,970 (21.3%)

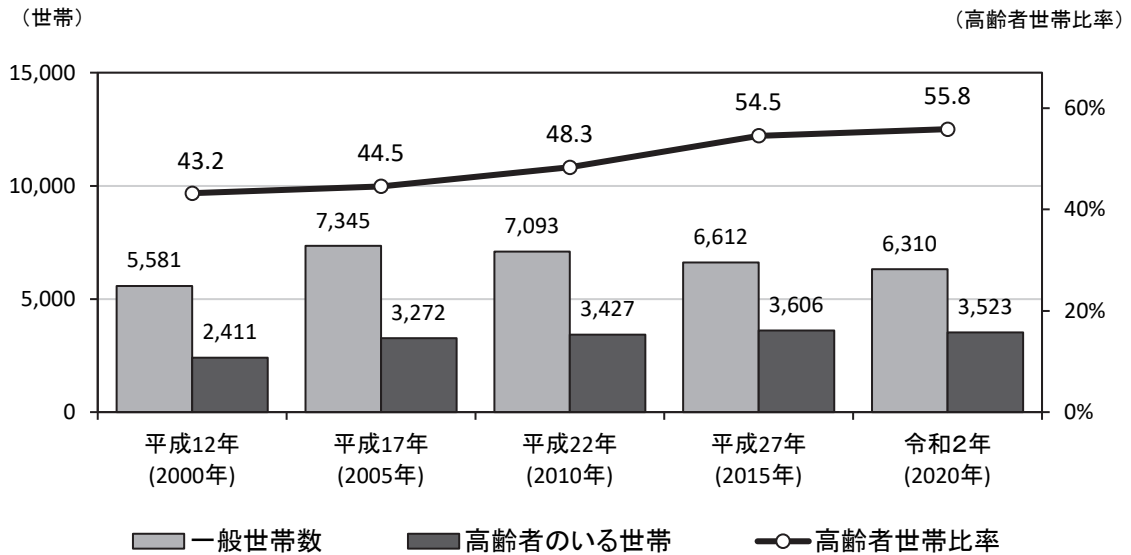
※ () 内は総人口に占める割合
出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 高齢者世帯の状況

総世帯数は平成17年から減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、令和2年には3,523世帯で、一般世帯数に占める割合は55.8%と半数を超えています。

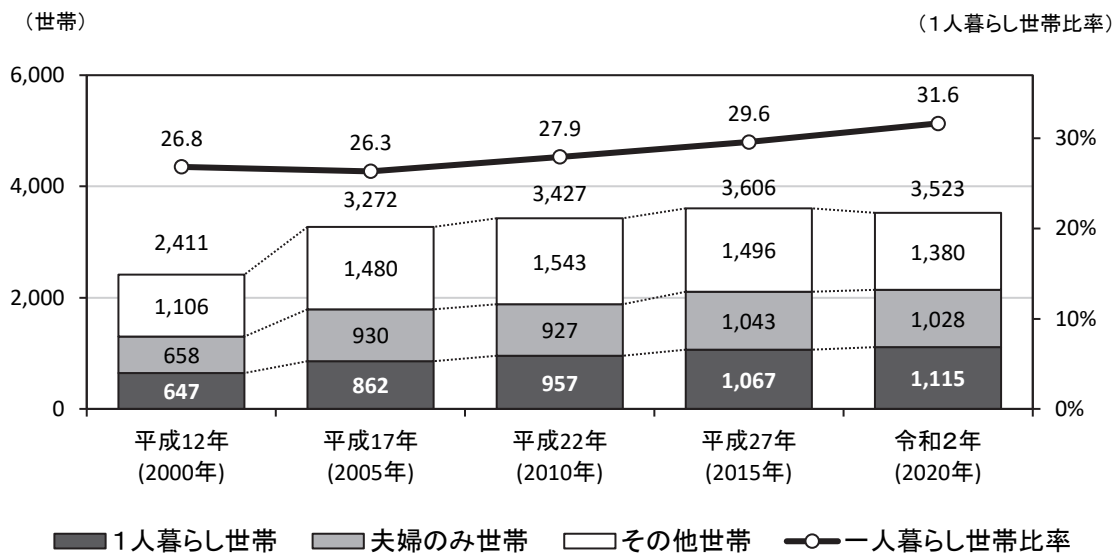
世帯類型別にみると、「その他世帯」は平成27年から減少しているのに対し、「1人暮らしの世帯」と「夫婦のみの世帯」は増加傾向にあります。

■ 高齢者世帯数の推移



出典：国勢調査

■ 高齢者世帯における世帯類型の推移



出典：国勢調査

森町高齢者福祉計画の実施状況

森町高齢者福祉総合計画（森町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）の計画期間中（令和3年度～令和5年度）に高齢者福祉計画として推進した施策・事業に関して、森町役場の各担当課の自己評価による実施状況（進捗度）を5段階で評価した結果は下表のとおりです。

■森町高齢者福祉総合計画の施策分類別進捗度

施策分類	事業・取組の合計	実施状況 ^{※1} （事業・取組数）					進捗度 ^{※2} （%）
		A	B	C	D	E	
1 高齢者福祉事業の推進	15	5	3	4	2	1	65.0
2 地域生活支援体制等の整備	9	2	3	1	3	0	61.1
3 高齢者の積極的な社会参加	3	0	1	0	1	1	33.3
4 高齢者の安全で快適な生活の確保	7	2	3	2	0	0	75.0
5 地域支援事業の推進と自立支援	29	8	14	5	1	1	73.3
計画全体	63	17	24	12	7	3	67.9

※1：評価は、A：概ね達成、B：75%程度達成、C：50%程度達成、D：25%程度達成、E：未実施

※2：進捗度は5段階評価のスコア（A：100%、B：75%、C：50%、D：25%、E：0%）による加重平均の値

実施状況をみると、合計63事業のうちA評価及びB評価の合計が41事業で施策全体の約65%を占めています。また、計画全体としての進捗度は67.9%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響によりD評価及びE評価（進捗度25%以下の事業）が10事業あったことから、全体としての進捗度は高いとはいえない状況になっています。

施策分類別にみると、「4 高齢者の安全で快適な生活の確保」及び「5 地域支援事業の推進と自立支援」の進捗度が高く、ともに70%を超えています。

一方、進捗度が最も低いのは、「3 高齢者の積極的な社会参加」の33.3%となっており、3事業（取組）のうちD評価が1事業（高齢者の就労対策）、E評価が1事業（オニウシ学園）あったことがその要因となっています。

E評価の事業はほかに「福祉教育の推進」と「総合事業における多様なサービス」がありますが、「福祉教育の推進」に関しては新型コロナウイルス感染症の影響により入所施設への訪問等が中止されていたことから、今後は再開が検討されることとなります。

「総合事業における多様なサービス」については、訪問型サービスや通所型サービスが既に提供されていることや、担い手が不足している上、強いニーズが見込まれないことから検討が進んでいない状況です。

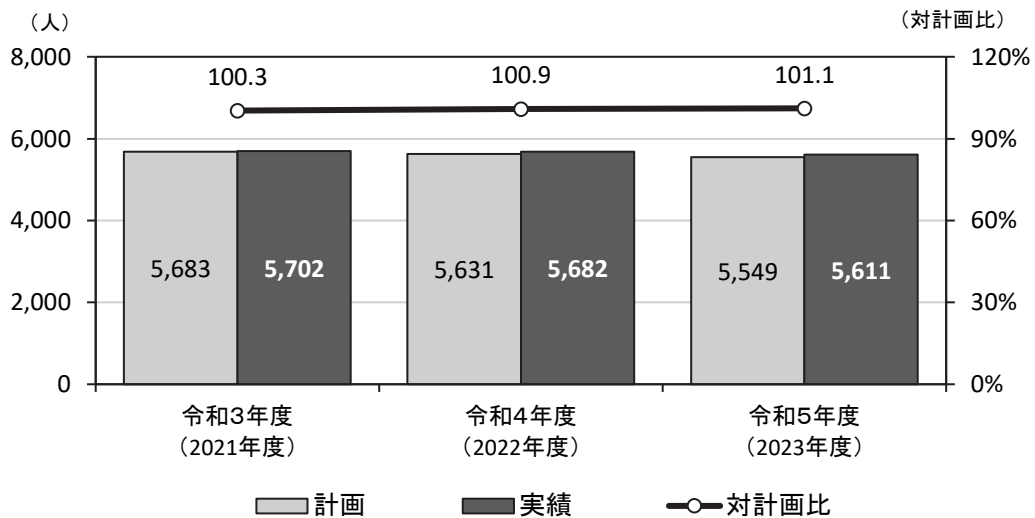
3

第8期介護保険事業計画の実施状況

(1) 被保険者と要介護認定者の推移

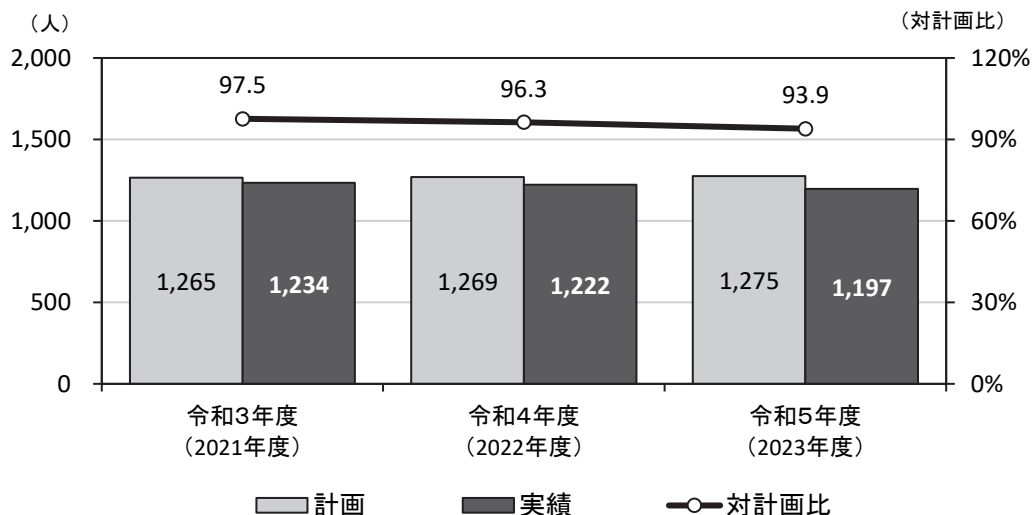
第1号被保険者数の実績は計画値をわずかに上回って推移しましたが、要介護認定者数は計画を下回って推移しました。計画期間の3年間の推移をみると、第1号被保険者数、認定者数ともに減少傾向がみられる状況です。

■ 第1号被保険者数の推移



出典：計画値／森町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、実績値／介護保険事業状況報告月報（各年度9月末現在）

■ 要介護認定者数の推移



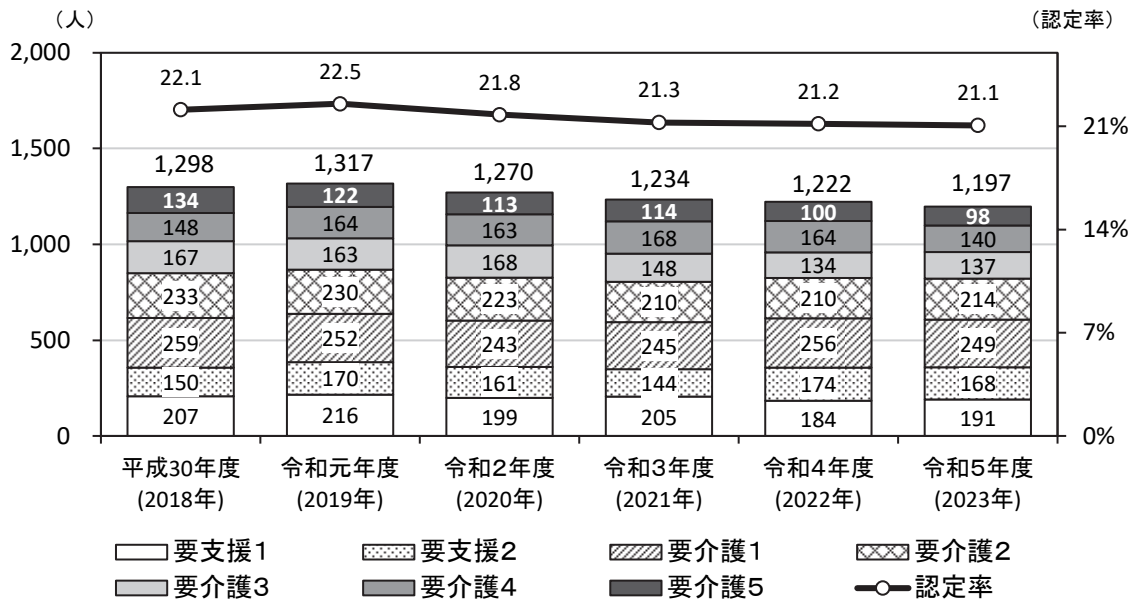
出典：計画値／森町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、実績値／介護保険事業状況報告月報（各年度9月末現在）

(2) 要介護認定率と要介護度の推移

要介護認定率は令和元年の22.5%から減少傾向で推移しており、令和5年度は21.1%となっています。

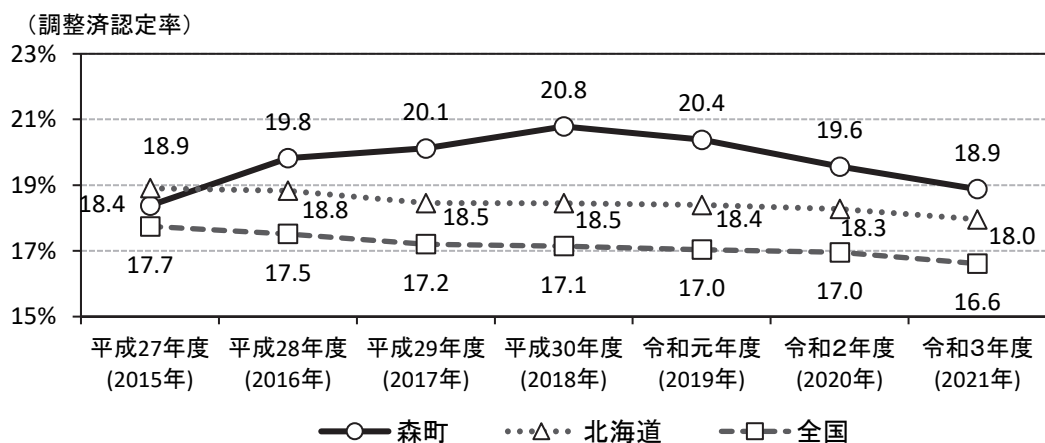
性別と年齢の影響を受けないように調整した調整済認定率^{※1}の推移をみると、平成28年度から全国・北海道を上回って推移していますが、上昇していた調整済認定率は令和元年度から低下しています。

■要介護認定者数の推移



出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末現在）

■調整済認定率の推移



出典：地域包括ケア見える化システム（現状分析：B5-a. 調整済認定率/時系列②）

※1 調整済認定率

性別・年齢の調整を行い、同じ人口構成と仮定した要介護認定率のこと。要介護認定率に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性別と年齢構成」の影響を除外し、他保険者等との比較の際に用いられる。

(3) 介護保険サービス利用者数の推移

介護保険サービスの利用人数を対計画比で見ると、居住系サービスは特定施設入居者生活介護の実績が計画を上回っている状況です。

在宅サービスでは訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所療養介護（老健）などの実績が計画を上回っている状況です。

■介護保険サービス別利用人数

	計画値(人)			実績値(人)		対計画比	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
施設サービス	2,592	2,616	2,628	2,508	2,488	96.8%	95.1%
介護老人福祉施設	1,284	1,296	1,296	1,262	1,299	98.3%	100.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	216	228	240	200	109	92.6%	47.8%
介護老人保健施設	948	948	948	942	963	99.4%	101.6%
介護医療院	144	144	144	105	119	72.9%	82.6%
介護療養型医療施設	0	0	0	5	4	-	-
居住系サービス	1,368	1,380	1,404	1,403	1,416	102.6%	102.6%
特定施設入居者生活介護	720	732	744	758	772	105.3%	105.5%
認知症対応型共同生活介護	648	648	660	645	644	99.5%	99.4%
在宅サービス	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	2,040	2,040	2,040	2,012	1,781	98.6%	87.3%
訪問入浴介護	0	0	0	34	17	-	-
訪問看護	1,224	1,236	1,248	1,344	1,292	109.8%	104.5%
訪問リハビリテーション	228	228	228	224	304	98.2%	133.3%
居宅療養管理指導	276	276	276	303	290	109.8%	105.1%
通所介護	2,220	2,220	2,220	2,075	1,893	93.5%	85.3%
地域密着型通所介護	516	528	528	397	356	76.9%	67.4%
通所リハビリテーション	1,320	1,320	1,320	1,330	1,359	100.8%	103.0%
短期入所生活介護	408	408	408	311	271	76.2%	66.4%
短期入所療養介護(老健)	48	48	48	54	69	112.5%	143.8%
福祉用具貸与	4,296	4,308	4,332	4,394	4,492	102.3%	104.3%
特定福祉用具販売	60	60	60	74	55	123.3%	91.7%
住宅改修	48	48	48	41	30	85.4%	62.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	96	96	96	81	88	84.4%	91.7%
認知症対応型通所介護	228	228	228	205	229	89.9%	100.4%
小規模多機能型居宅介護	36	36	48	36	31	100.0%	86.1%
介護予防支援・居宅介護支援	6,540	6,540	6,564	6,402	6,353	97.9%	97.1%

出典：地域包括ケア見える化システム（実行管理）

(4) 介護保険サービス給付費の推移

介護保険サービスの給付費を対計画比で見ると、施設サービスは介護老人保健施設、居住系サービスは認知症対応型共同生活介護の実績が計画を上回っている状況です。

在宅サービスでは、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護（老健）、特定福祉用具販売などの実績が計画を上回っている状況です。

給付費合計で見ると令和3年度及び令和4年度の実績は計画を下回って推移しました。

■介護保険サービス別給付費

	計画値(千円)			実績値(千円)		対計画比	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
施設サービス	688,716	694,990	698,066	679,740	687,419	98.7%	98.9%
介護老人福祉施設	294,209	297,188	297,188	293,967	309,643	99.9%	104.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	54,742	57,849	60,925	54,481	28,231	99.5%	48.8%
介護老人保健施設	283,904	284,061	284,061	288,227	302,783	101.5%	106.6%
介護医療院	55,861	55,892	55,892	41,406	45,492	74.1%	81.4%
介護療養型医療施設	0	0	0	1,659	1,269	-	-
居住系サービス	299,917	302,658	308,031	305,845	302,105	102.0%	99.8%
特定施設入居者生活介護	136,143	138,794	141,197	137,650	132,935	101.1%	95.8%
認知症対応型共同生活介護	163,774	163,864	166,834	168,194	169,169	102.7%	103.2%
在宅サービス	770,780	773,002	777,614	749,204	717,821	97.2%	92.9%
訪問介護	191,101	191,617	193,633	189,456	190,087	99.1%	99.2%
訪問入浴介護	0	0	0	1,442	877	-	-
訪問看護	38,981	39,350	39,810	39,966	37,528	102.5%	95.4%
訪問リハビリテーション	8,246	8,250	8,250	8,983	11,041	108.9%	133.8%
居宅療養管理指導	3,045	3,047	3,047	3,488	3,488	114.6%	114.5%
通所介護	151,605	151,689	151,689	135,533	117,177	89.4%	77.2%
地域密着型通所介護	35,521	36,477	36,477	26,396	23,287	74.3%	63.8%
通所リハビリテーション	93,453	93,505	93,505	105,543	103,435	112.9%	110.6%
短期入所生活介護	46,905	46,932	46,932	41,550	38,034	88.6%	81.0%
短期入所療養介護(老健)	3,856	3,858	3,858	4,995	4,591	129.5%	119.0%
福祉用具貸与	47,458	47,587	47,720	48,065	49,654	101.3%	104.3%
特定福祉用具販売	1,864	1,864	1,864	2,478	1,939	132.9%	104.0%
住宅改修	5,365	5,365	5,365	4,922	3,368	91.7%	62.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16,189	16,198	16,198	11,307	14,735	69.8%	91.0%
認知症対応型通所介護	33,111	33,130	33,130	29,508	28,326	89.1%	85.5%
小規模多機能型居宅介護	6,814	6,818	8,598	8,274	6,034	121.4%	88.5%
介護予防支援・居宅介護支援	87,266	87,315	87,538	87,298	84,222	100.0%	96.5%
合計	1,759,413	1,770,650	1,783,711	1,734,790	1,707,345	98.6%	96.4%

※端数処理により合計が合わない場合があります。
出典：地域包括ケア見える化システム（実行管理）

(1) 調査の概要

森町高齢者福祉総合計画の見直しにあたって、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

■調査方法

対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者
抽出方法	無作為抽出
調査時期	令和5年1月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

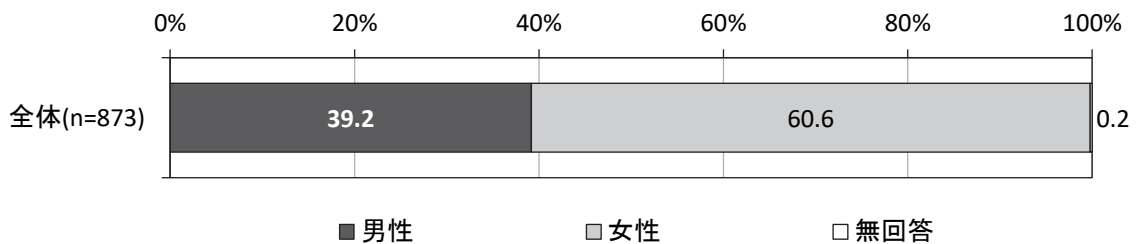
■配布数・回収率

配布数(票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
1,400	873	62.4

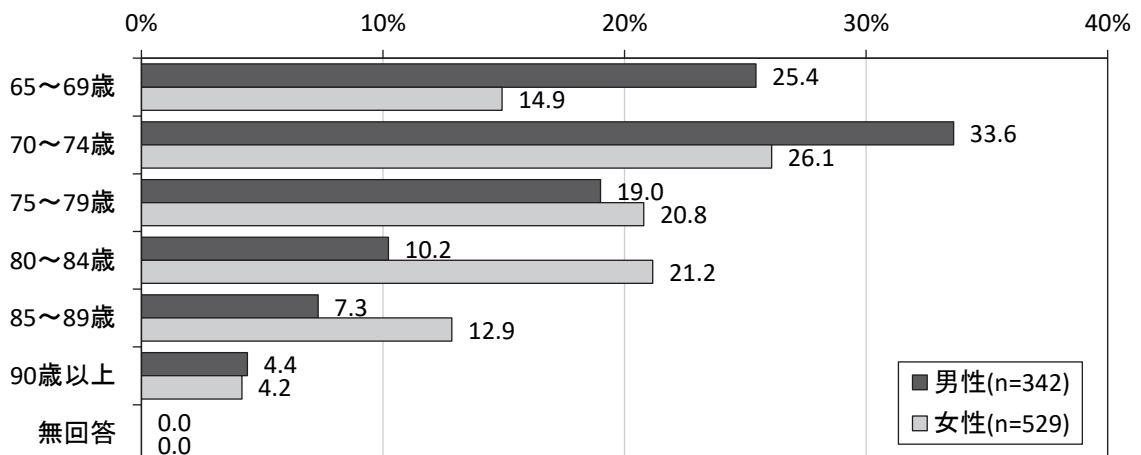
(2) 調査対象者の属性

調査対象者の性別は「男性」が39.2%、「女性」が60.6%です。また、年齢は男女ともに「70～74歳」が最も多くなっています。

《調査対象者の性別》



《調査対象者の年齢》



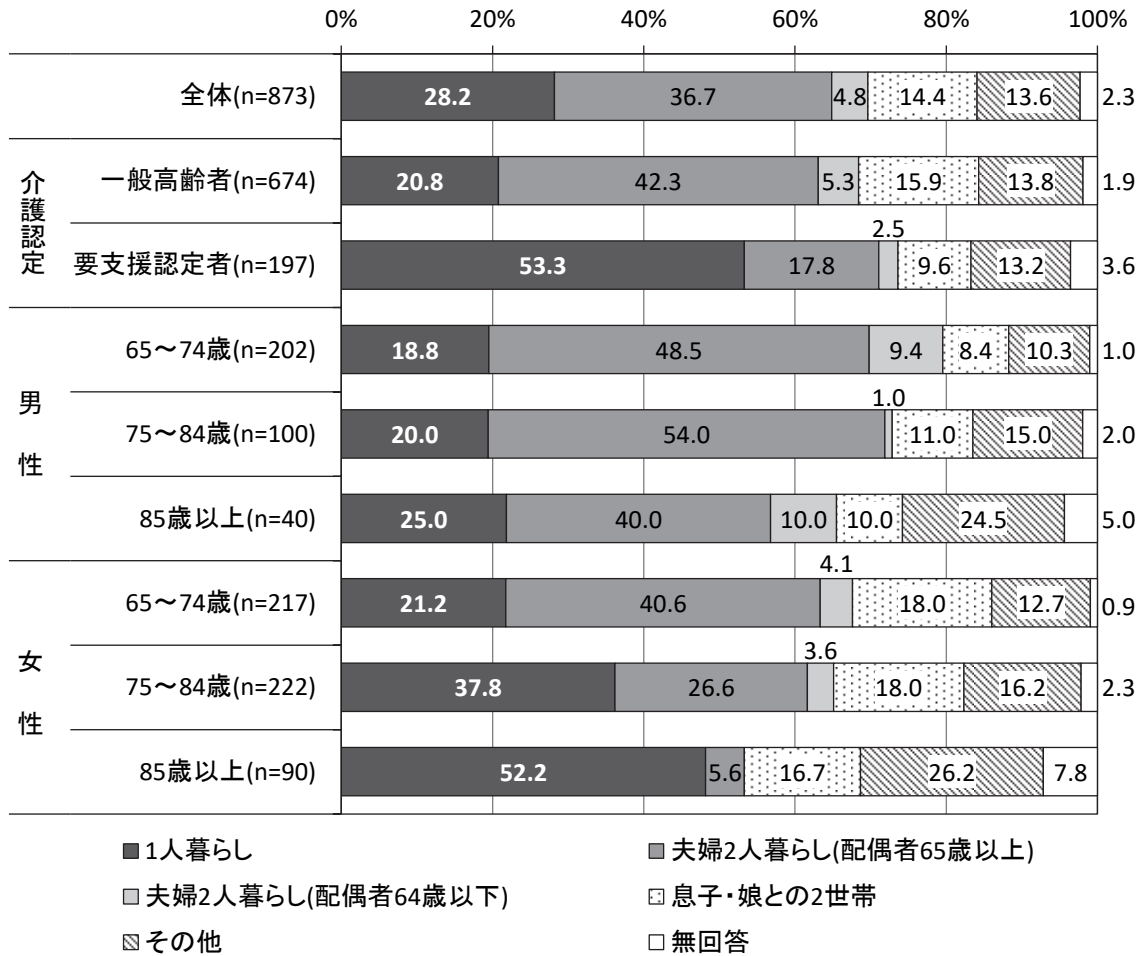
(3) 家族や生活の状況

① 家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が36.7%で最も多く、次いで「1人暮らし」が28.2%で続いています。

介護認定別で見ると、要支援認定者は「1人暮らし」が53.3%と半数を超えています。

男女年齢階級別で見ると、男性はいずれの年齢階級でも「1人暮らし」は20%前後ですが、女性は年齢が高くなるにつれて「1人暮らし」が多くなり、85歳以上では52.2%の状況です。



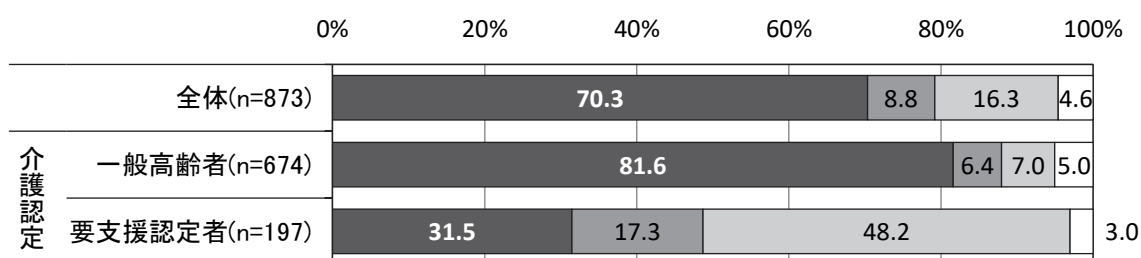
②介護・介助の必要性と主な原因

一般高齢者は「介護・介助は必要ない」が70.3%を占めており、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.8%、「現在、何らかの介護を受けている」は16.3%の状況です。

要支援認定者は、「現在、何らかの介護を受けている」が48.2%で、一般高齢者を大きく上回っています。

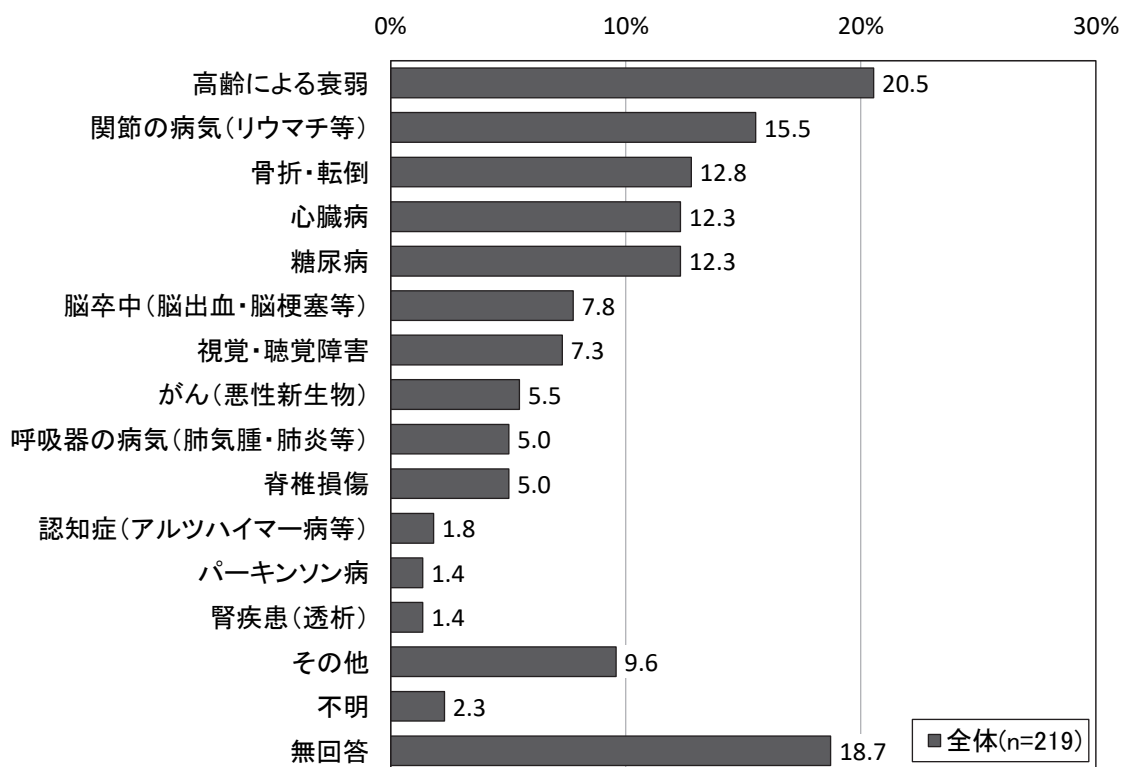
介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が20.5%で最も多く、次いで「関節の病気（リウマチ等）」（15.5%）、「骨折・転倒」（12.8%）が続いています。

《介護・介助の必要性》



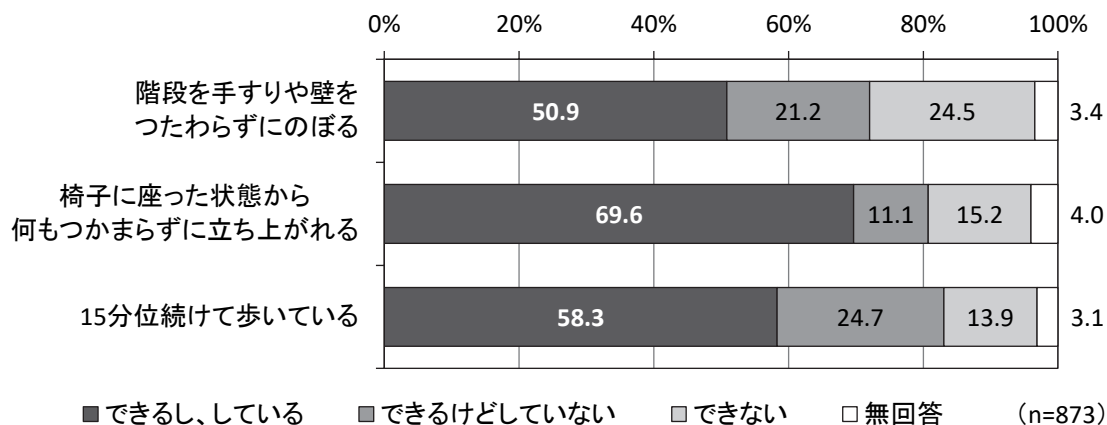
- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護を受けている
- 無回答

《介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）》



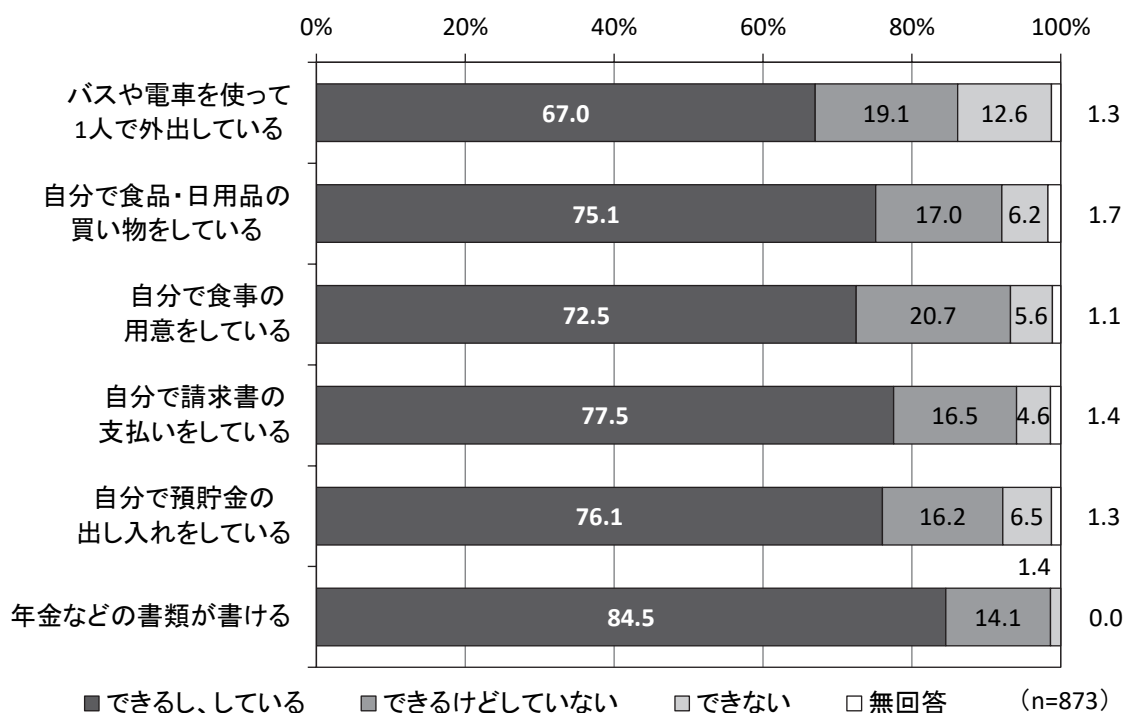
③運動器機能について

運動器の機能低下を診断する設問では、50%以上が「できるし、している」と回答しています。一方、「できない」が一番多いのは「階段を手すりや壁をつたわずにのぼる」で24.5%となっています。



④日常生活の動作について

生活機能全般に関する設問では、いずれの設問も65%以上が「できるし、している」と回答しています。一方、「できない」が最も多いのが「バスや電車を使って1人で外出している」で12.6%となっています。

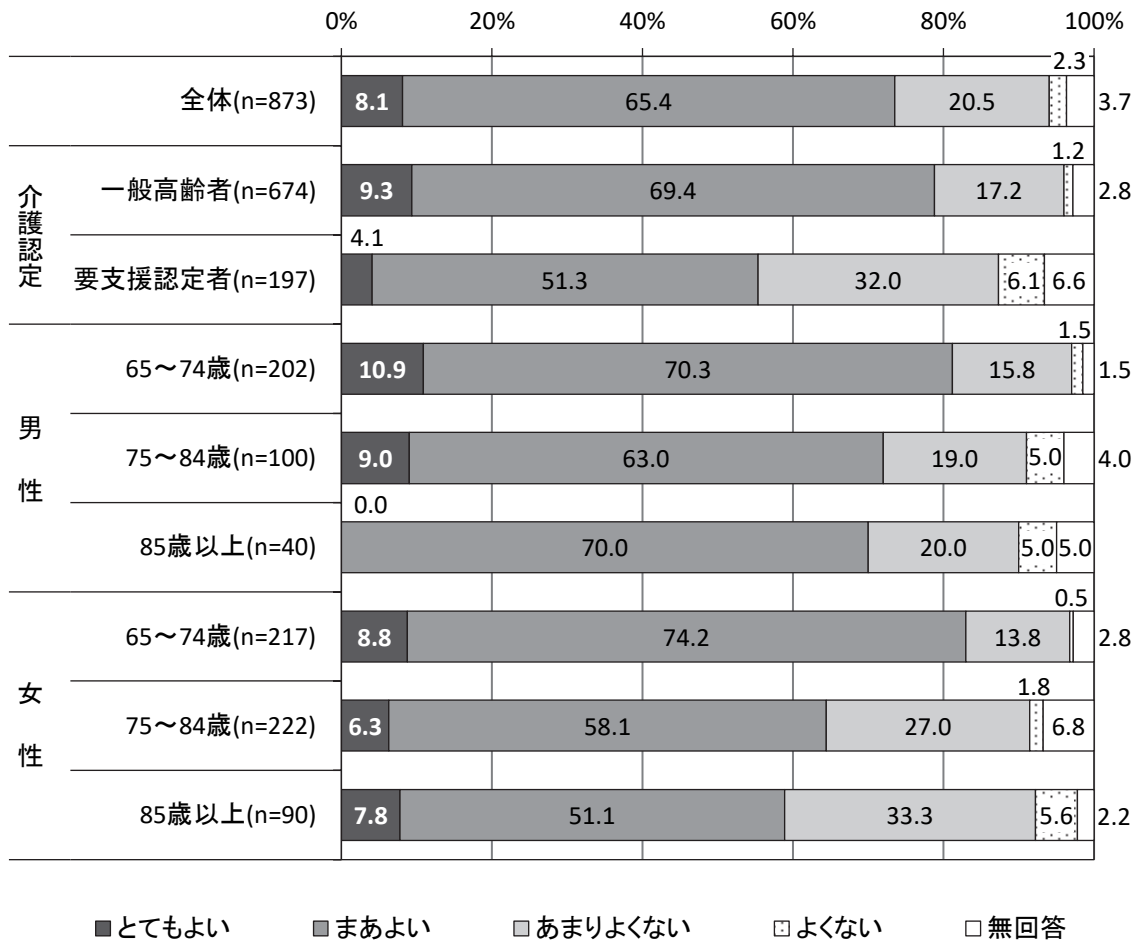


(4) 健康について

①現在の健康状態

全体で見ると、現在の健康状態は「とてもよい」(8.1%)、「まあよい」(65.4%)の合計は73.5%となっており、介護認定別で見ると要支援認定者はその割合が55.4%で一般高齢者と比べて少なくなっています。

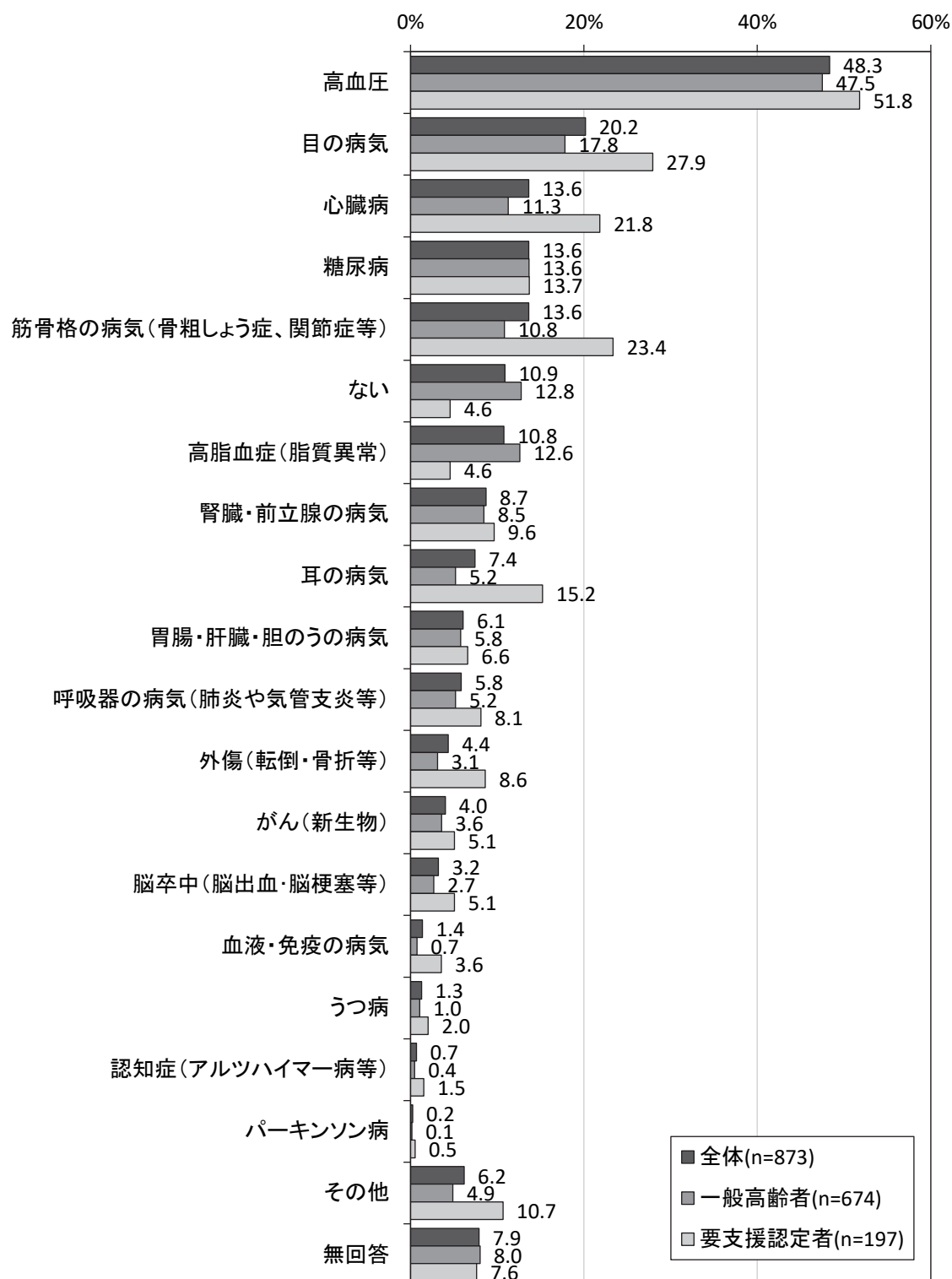
男女年齢階級別で見ると、男女ともに年齢が高くなるにつれて「あまりよくない」、及び「よくない」の割合が多くなっています。



②治療中・後遺症のある病気【複数回答】

全体で見ると、「高血圧」が48.3%で他を引き離して最も多くなっており、次いで「目の病気」(20.2%)、「心臓病」、「糖尿病」、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(いずれも13.6%)が続いています。

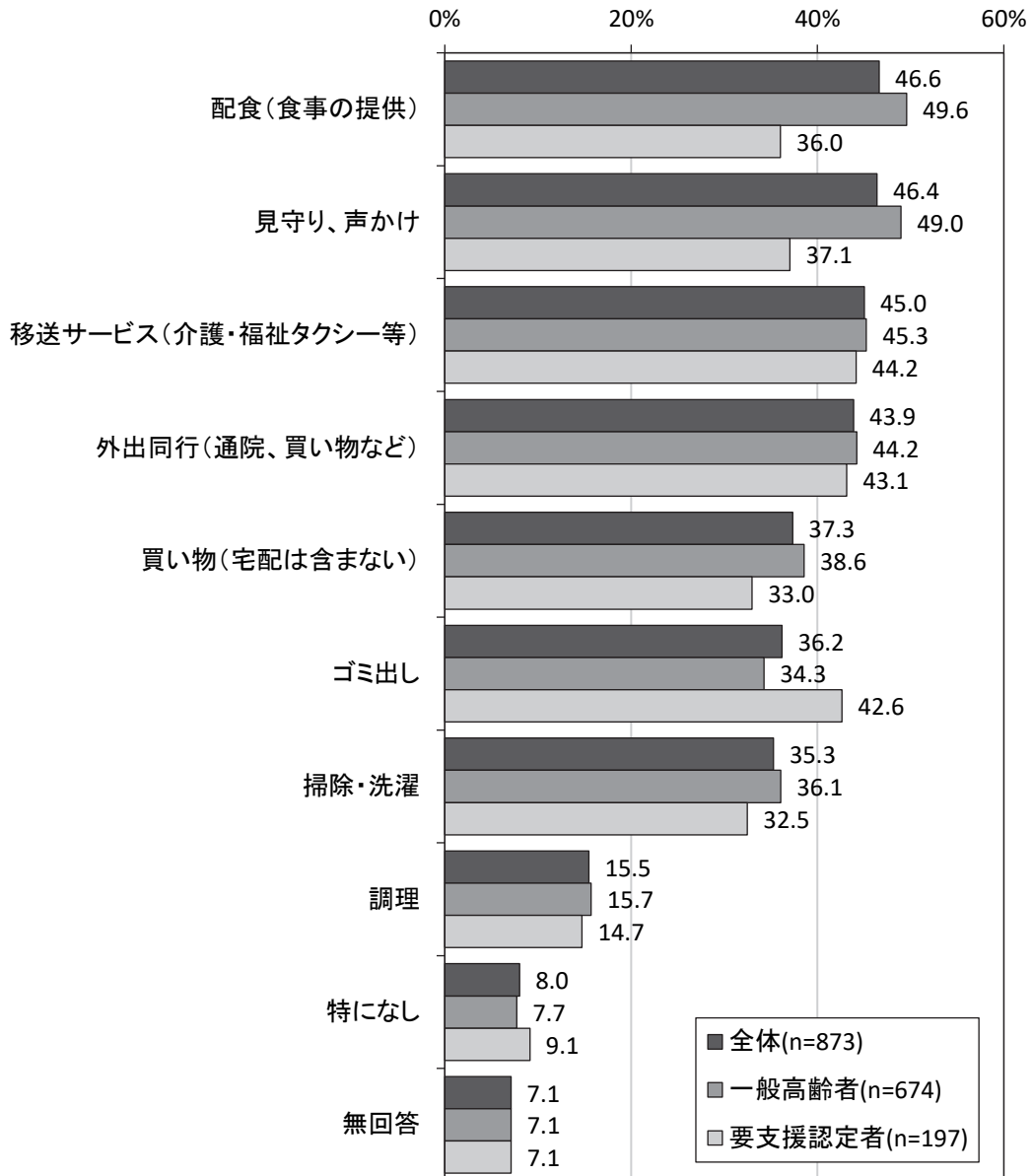
介護認定別でも「高血圧」が最も多くなっていますが、要支援認定者は「目の病気」(27.9%)や「心臓病」(21.8%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(23.4%)「耳の病気」(15.2%)の割合が一般高齢者と比べて10ポイント以上多くなっています。



(5) 地域での生活を続けるために必要な支援

全体で見ると、「配食（食事の提供）」が46.6%で最も多く、次いで「見守り、声かけ」が46.4%で続いています。

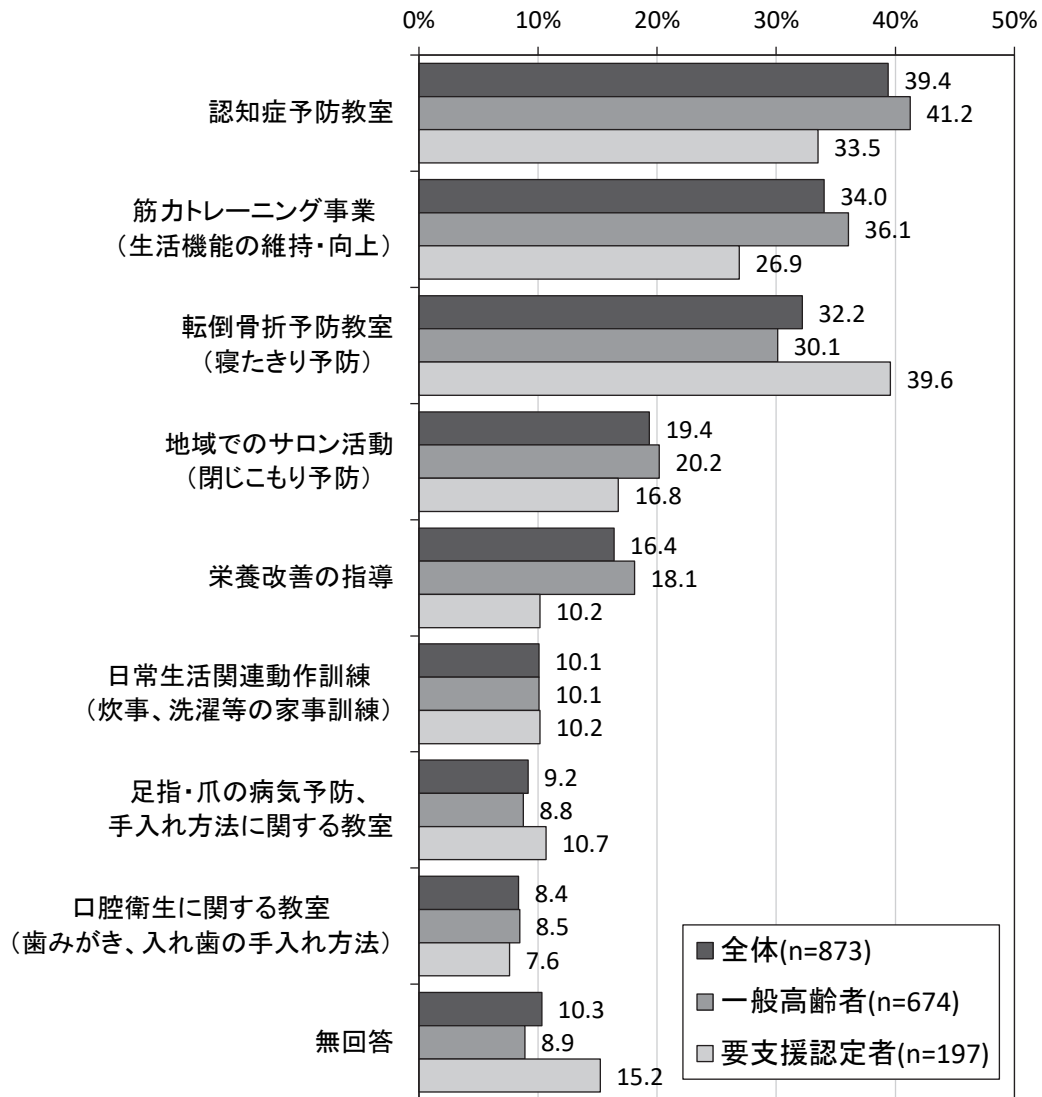
介護認定別で見ると、要支援認定者は「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（44.2%）及び「外出同行（通院、買い物など）」（43.1%）が上位回答となっています。



(6) 介護予防で参加したい講座

全体で見ると、「認知症予防教室」が39.4%で最も多く、次いで「筋力トレーニング事業（生活機能の維持・向上）」（34.0%）、「転倒骨折予防教室（寝たきり予防）」（32.2%）が続いています。

介護認定別で見ると、要支援認定者は「転倒骨折予防教室（寝たきり予防）」が39.6%で最も多くなっています。



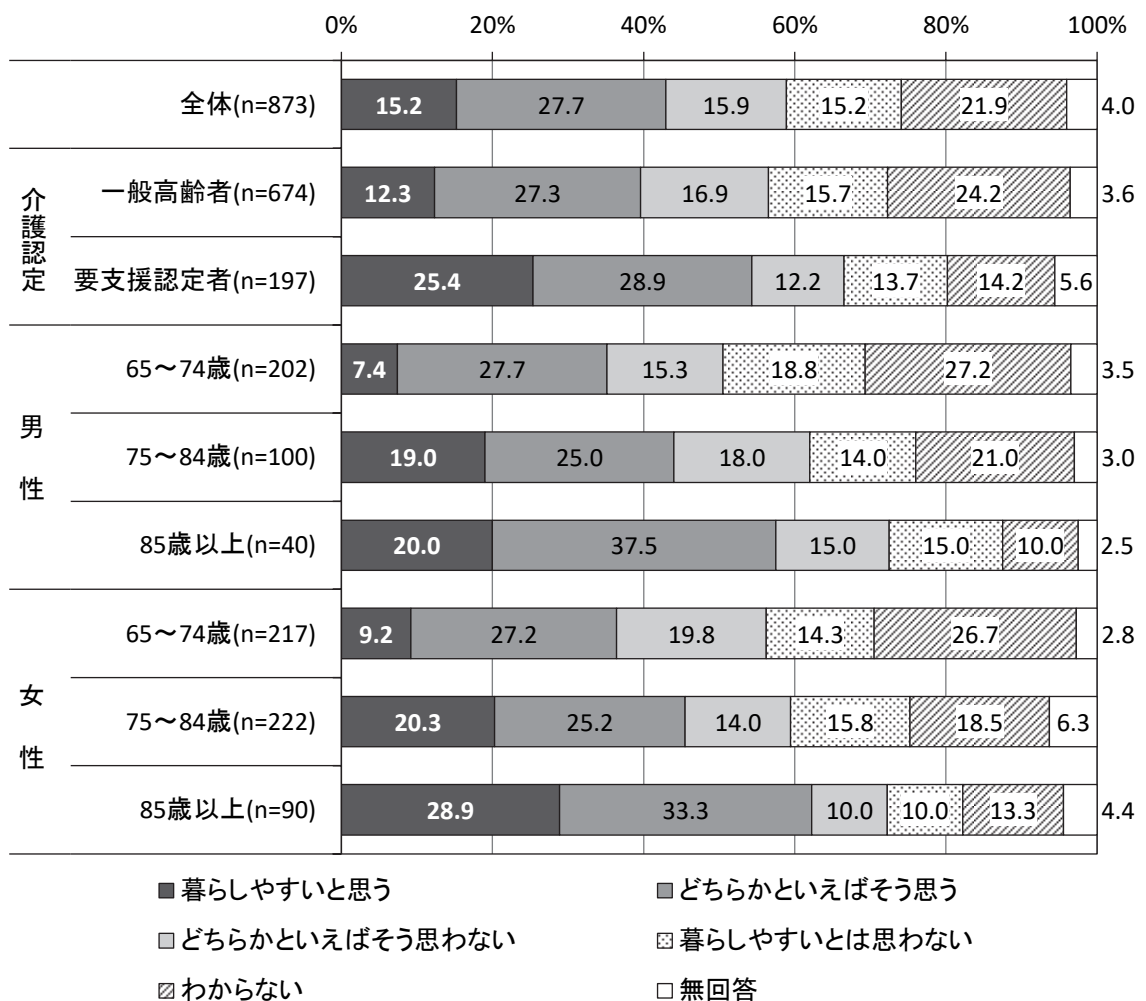
(7) 森町の高齢者福祉について

① 高齢者にとっての町の暮らしやすさ

全体で見ると、「暮らしやすいと思う」(15.2%)、「どちらかといえばそう思う」(27.7%)の合計は42.9%となっており、「どちらかといえばそう思わない」(15.9%)、「暮らしやすいとは思わない」(15.2%)の合計31.1%を上回っている状況です。

介護認定別に「暮らしやすいと思う」「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、一般高齢者の39.6%に対し要支援認定者は54.3%で14.7ポイント上回っています。

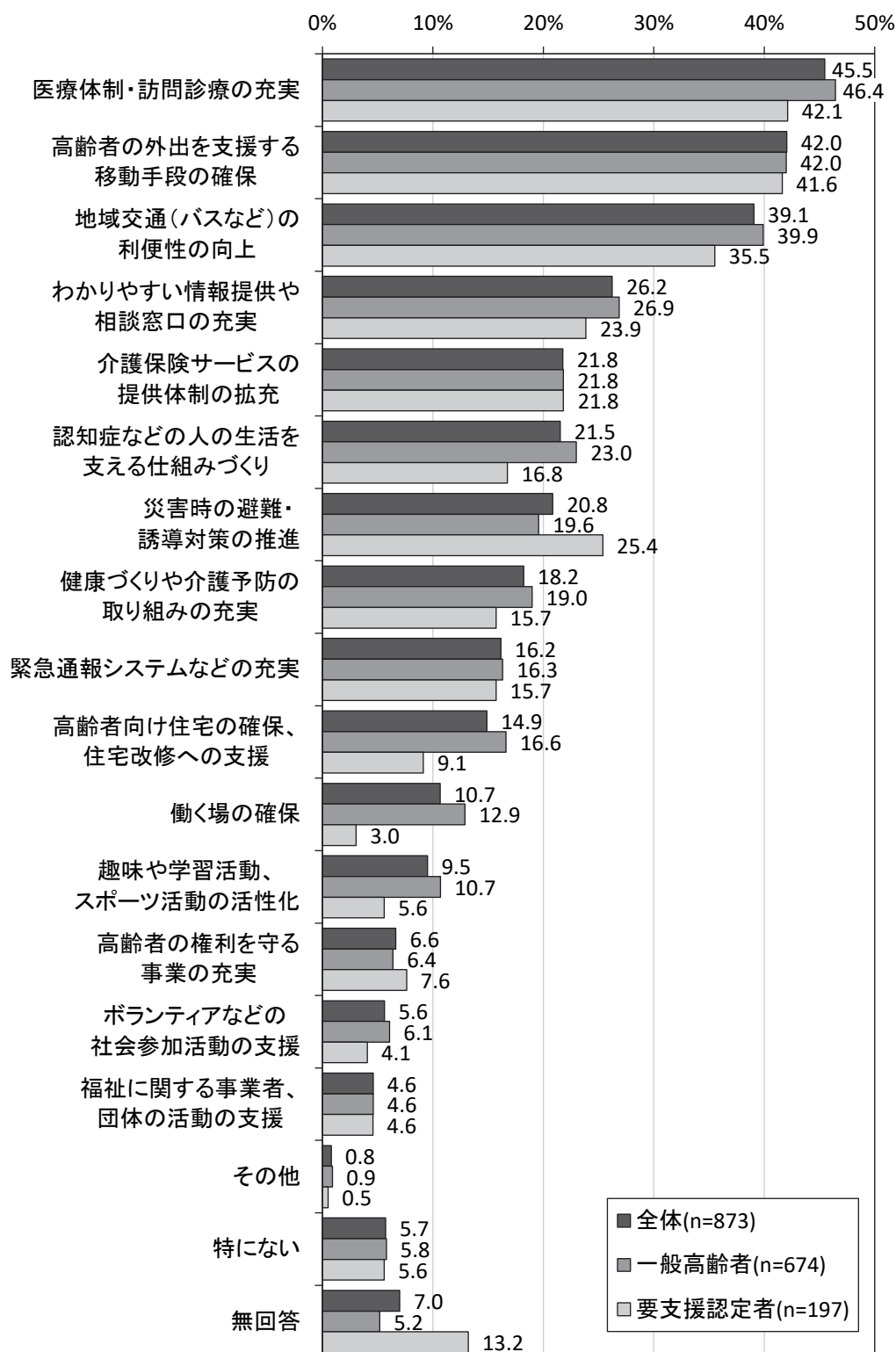
男女年齢階級別に「暮らしやすいと思う」「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて多くなっています。



②高齢者施策として力を入れてほしい施策【複数回答】

全体で見ると、「医療体制・訪問診療の充実」が45.5%で最も多く、次いで「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」(42.0%)、「地域交通(バスなど)の利便性の向上」(39.1%)が続いています。

介護認定別でも、要支援認定者は全体と概ね同じ傾向の回答となっています。



5 在宅介護実態調査結果

(1) 調査の概要

森町高齢者福祉総合計画の見直しにあたって、要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスの在り方を検討し、計画に反映させることを目的として、国の示す調査手法に基づき、在宅介護実態調査を実施しました。

■調査方法

対象者	要介護認定者及び介護者の家族（施設入所者は除く）
抽出方法	対象者全員
調査時期	令和5年1月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

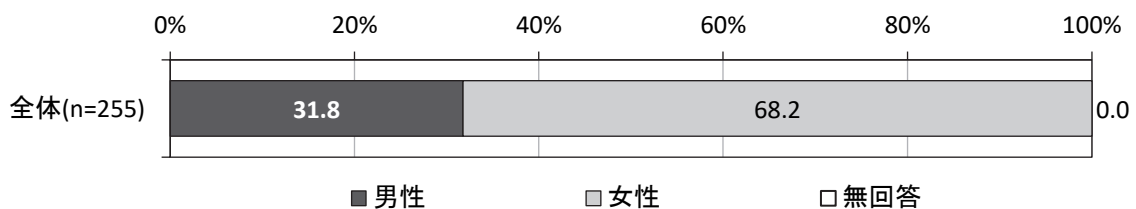
■配布数・回収率

配布数(票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
600	255	42.5

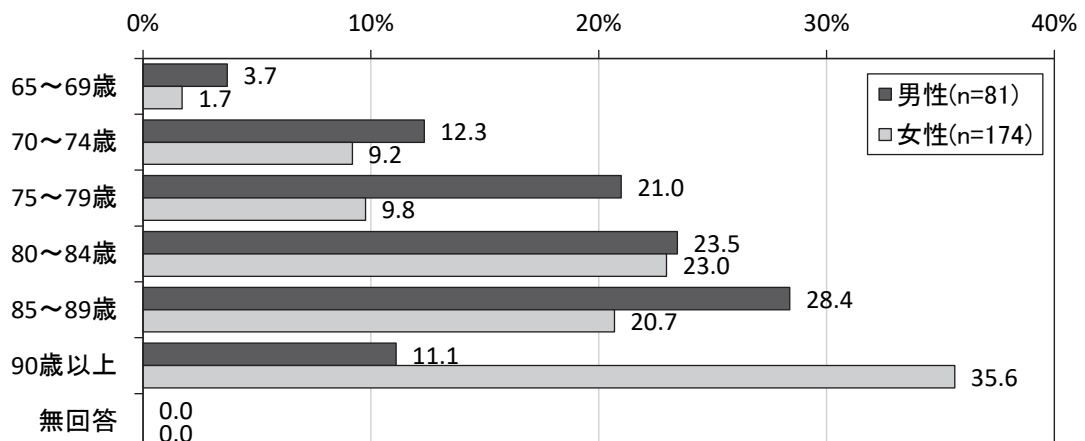
(2) 調査対象者の属性

調査対象者の属性は、「男性」が31.8%、「女性」が68.2%で、年齢は男性が「85～89歳」、女性は「90歳以上」が最も多くなっています。

《調査対象者の性別》



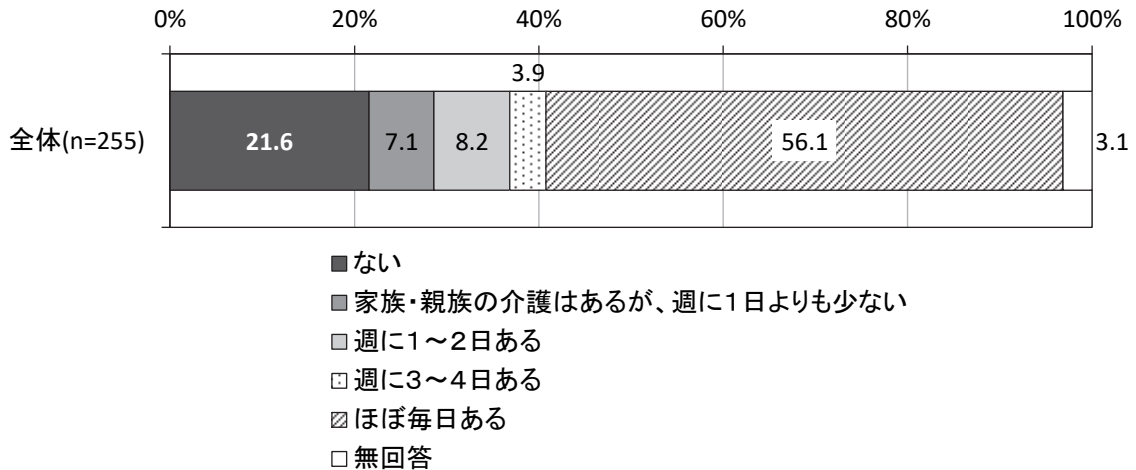
《調査対象者の年齢》



(3) 調査対象者の状況

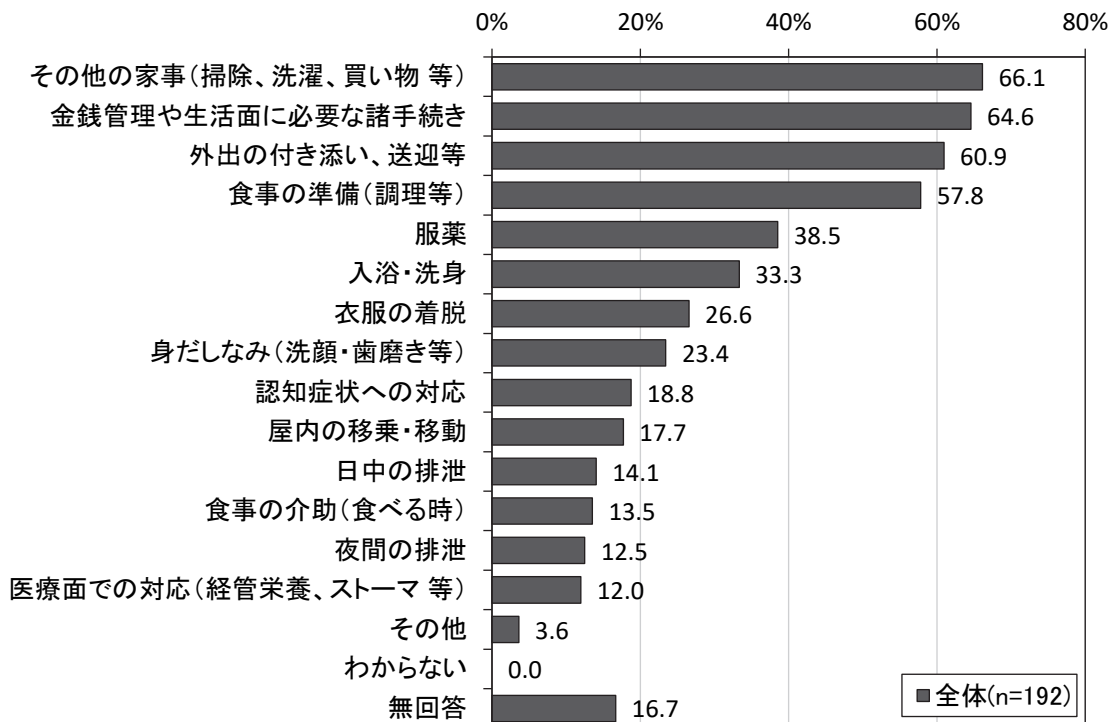
① 家族等による介護の頻度

「ほぼ毎日ある」が56.1%を占めており、次いで「ない」(21.6%)、「週に1～2日ある」(8.2%)が続いています。



② 主な介護者が行っている介護【複数回答】

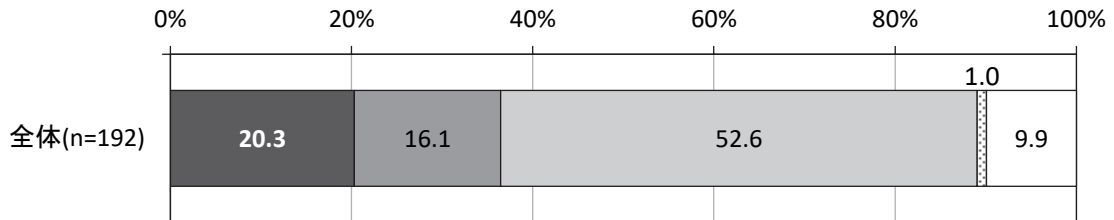
「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が66.1%で最も多く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(64.6%)、「外出の付き添い、送迎等」(60.9%)が続いています。



(4) 就労と介護の状況

① 主な介護者の勤務形態

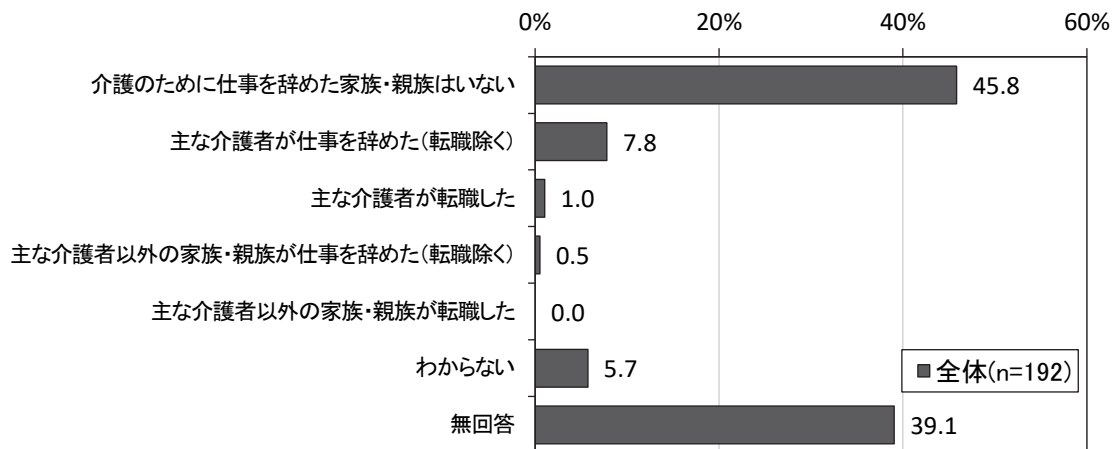
「働いていない」が 52.6%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」(20.3%)、「パートタイムで働いている」(16.1%)が続いています。



- フルタイムで働いている
- パートタイムで働いている
- 働いていない
- 主な介護者に確認しないと、わからない
- 無回答

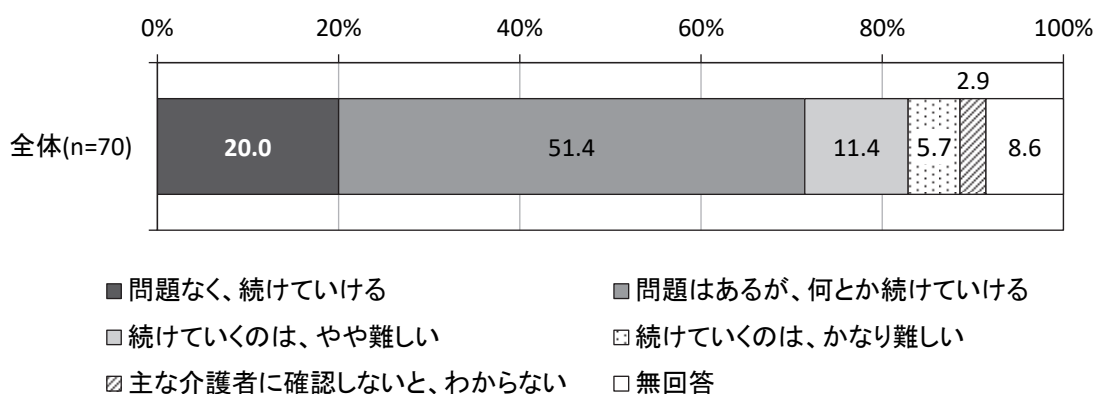
② 介護のための離職の有無【複数回答】

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 45.8%で最も多く、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(7.8%)、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」(0.5%)の合計は 8.3%となっています。



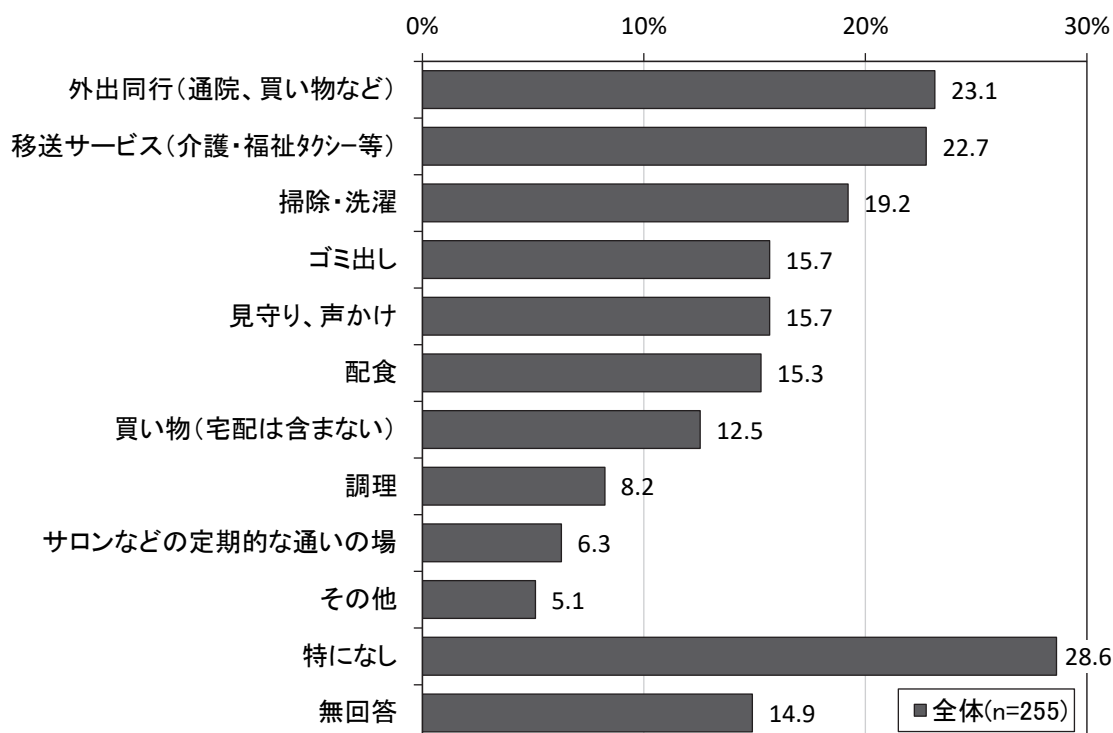
③ 主な介護者の就労継続可否

「問題なく、続けていける」(20.0%) 及び「問題はあるが、何とか続けていける」(51.4%) の合計 71.4% は今後も就労を続けていけると回答している一方、「続けていくのは、やや難しい」(11.4%) 及び「続けていくのは、かなり難しい」(5.7%) の合計 17.1% は就労の継続に難しさを感じています。



④ 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス【複数回答】

「特になし」が 28.6% と多くなっていますが、必要な支援・サービスの中では、「外出同行（通院、買い物など）」(23.1%) が最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(22.7%)、「掃除・洗濯」(19.2%) と続いています。

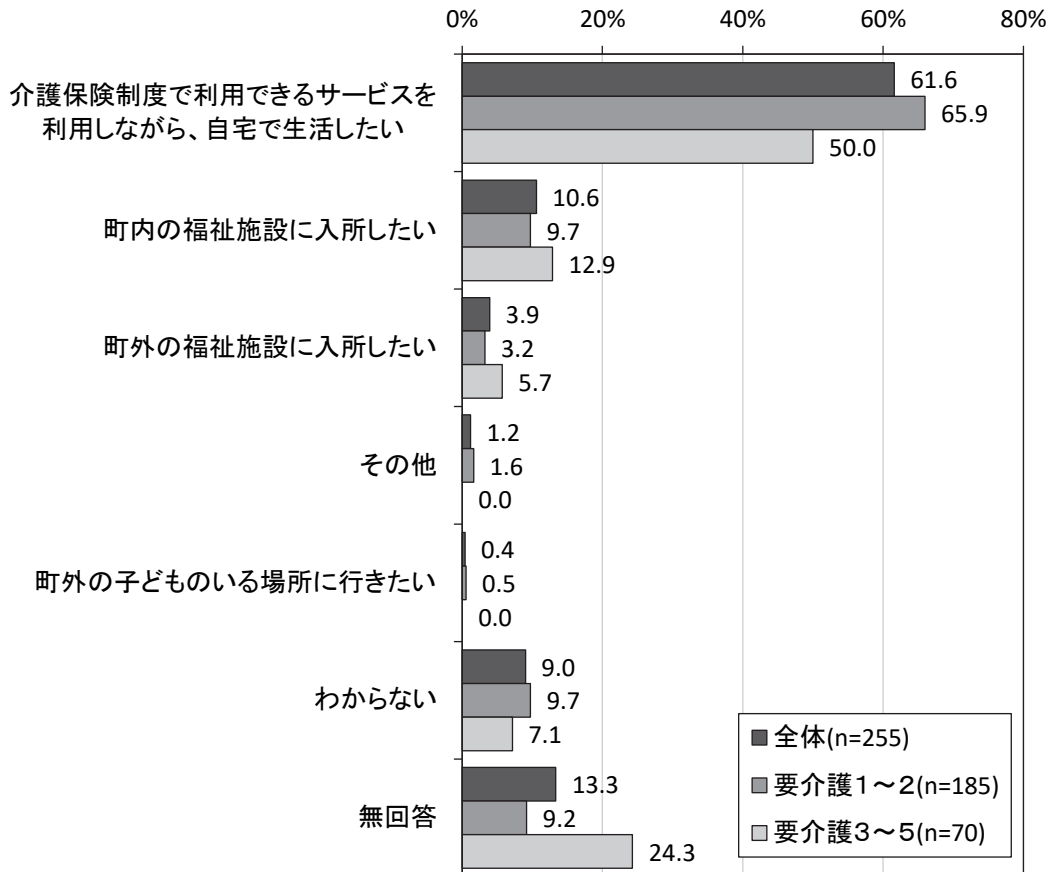


(5) 森町の高齢者福祉について

① 今後どのような介護を希望するか

全体でみると、「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が61.6%と半数を超えています。

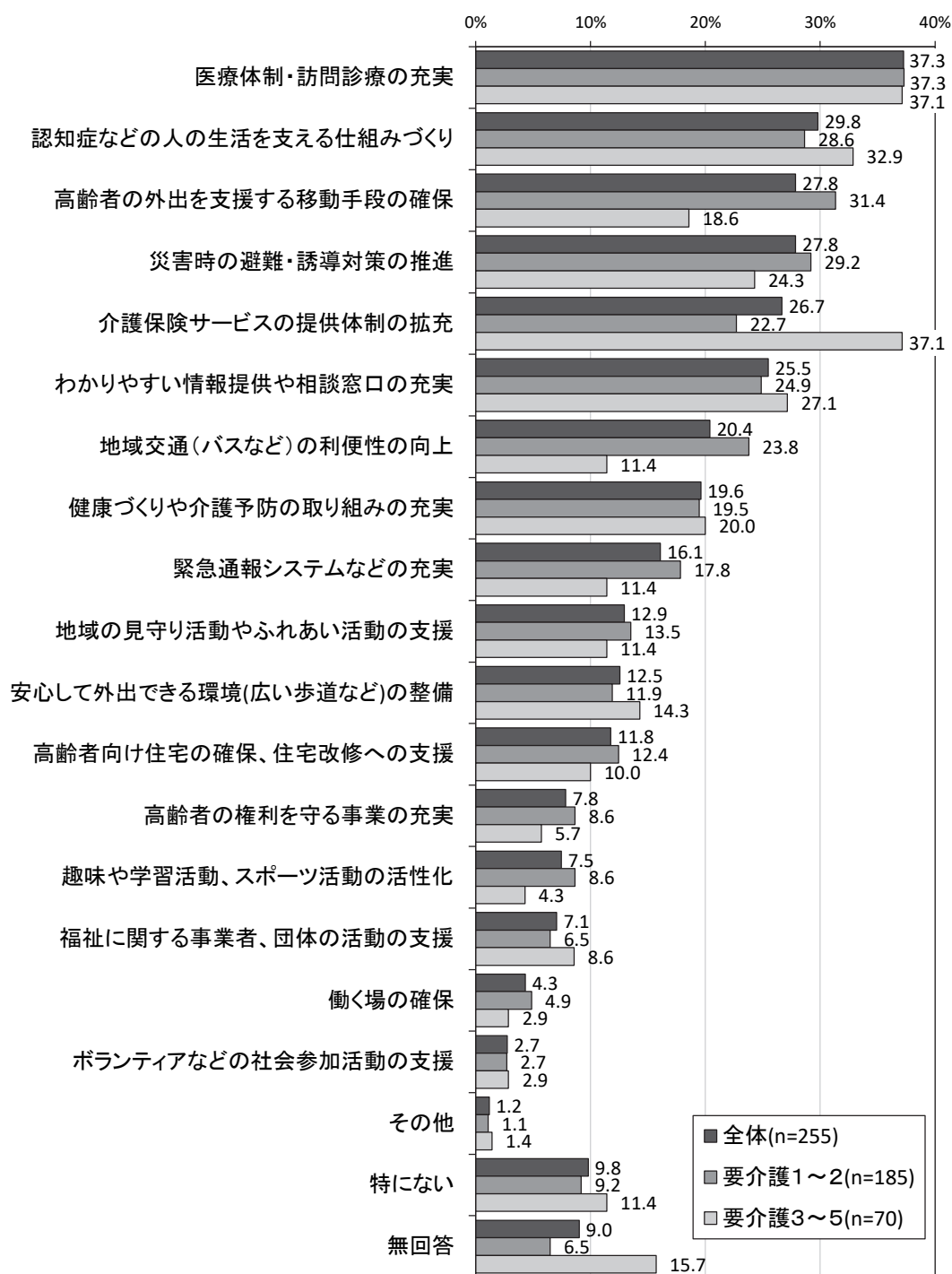
要介護度別に「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活したい」の割合をみると、要介護1～2が65.9%、要介護3～5が50.0%となっています。



②特に力を入れてほしい高齢者施策【複数回答】

全体でみると、「医療体制・訪問診療の充実」が 37.3%で最も多く、次いで「認知症などの人の生活を支える仕組みづくり」(29.8%)、「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」(27.8%)が続いています。

要介護度別でみると、要介護3～5は「医療体制・訪問診療の充実」と並んで「介護保険サービスの提供体制の拡充」が 37.1%と多く、「認知症などの人の生活を支える仕組みづくり」も 32.9%で続いている状況です。

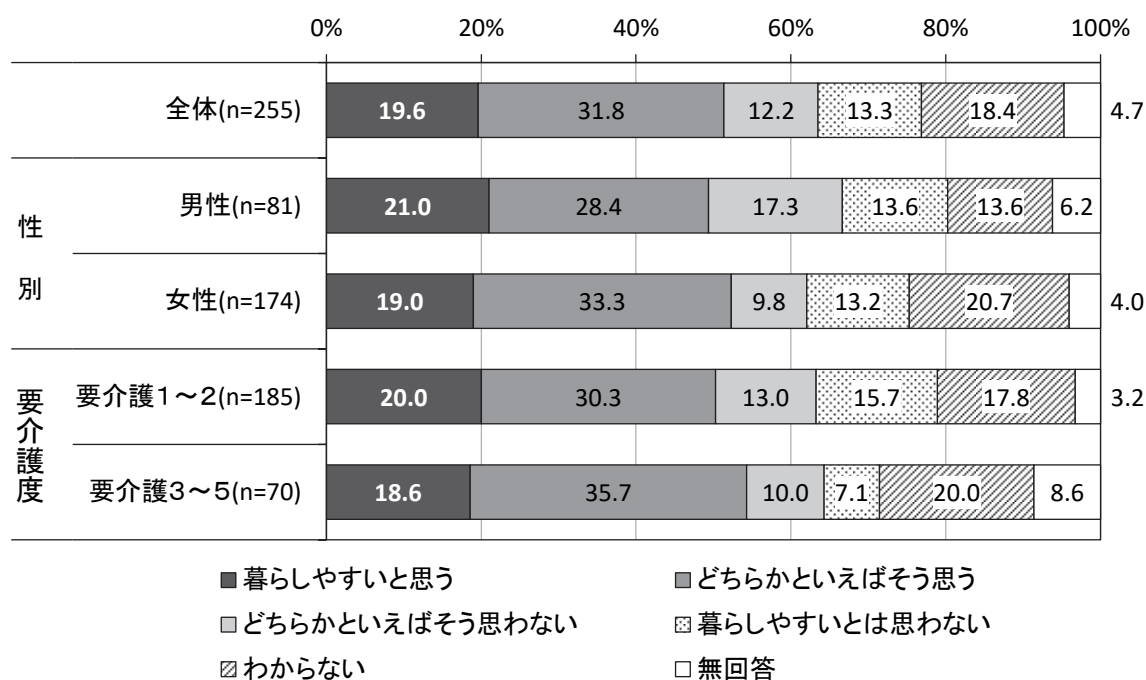


③高齢者にとっての町の暮らしやすさ

全体でみると、「暮らしやすいと思う」(19.6%)、「どちらかといえばそう思う」(31.8%)の合計51.4%が暮らしやすいと回答しており、「どちらかといえばそう思わない」(12.2%)、「暮らしやすいとは思わない」(13.3%)の合計25.5%を大きく上回っています。

男女別に「暮らしやすいと思う」「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、男性よりも女性の方がその割合が低くなっています。

要介護度別でみると、「暮らしやすいと思う」には大きな差異はありませんが、「どちらかといえばそう思う」は要支援3～5が35.7%で要支援1～2の30.3%を上回っています。



国の第9期介護保険事業計画においては、第8期での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年を展望しながら、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置付けとなることが求められます。

■第9期介護保険事業計画において記載を充実する事項（案）

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業等による障がい者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

出典：社会保障審議会（介護保険部会 第107回）資料

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本方針

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築します。

また、自立した日常生活の支援、要介護状態などの予防・軽減・悪化防止、認知症対策の推進、介護給付などの適正化への取組を重点的に推進します。

2 基本目標

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を視野に入れながら、地域の実情に応じた介護保険サービスの充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るため、在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進や生活支援サービスの充実など、高齢者の尊厳を支えるケアを実現するための体制の充実に取り組みます。

併せて、高齢者の自立支援・重度化防止、認知症対策など重点的に推進する取組に関して、計画期間における数値目標を設定し、取組を推進します。

3 日常生活圏域の設定

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町の面積、高齢者人口等を勘案し、町内を1つの日常生活圏域として設定します。

高齢者福祉サービスの整備

1 高齢者福祉事業の推進

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 施設サービスの充実
- (3) 地域共生社会の実現

2 地域生活支援体制等の整備

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 在宅福祉ネットワーク活動推進事業
- (3) ボランティアセンターの活動推進
- (4) ボランティアの育成と活動支援
- (5) ふれあいサロン事業の推進
- (6) 緊急体制整備事業
- (7) 救急医療情報キット配布事業
- (8) 介護保険事業者等への支援
- (9) 介護・福祉人材確保の推進

高齢者の社会参加と安心・安全

3 高齢者の積極的な社会参加

- (1) 高齢者の学習機会の提供
- (2) 高齢者の就労対策
- (3) 高齢者入浴料金助成事業

4 高齢者の安全で快適な生活の確保

- (1) 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯対策の充実
- (3) ごみ収集体制の充実
- (4) 感染症対策の推進

介護サービスと
介護予防

5 地域支援事業の推進と自立支援

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (2) 包括的支援事業の推進
- (3) 任意事業の推進
- (4) 高齢者の自立支援と重度化防止の取組

第4章

高齢者福祉施策の推進

1 高齢者福祉事業の推進

(1) 在宅サービスの充実

① 外出支援サービス事業（福祉有償運送）

他人の介助によらず単独での移動や、タクシーその他の公共交通機関の利用が困難な要介護認定者や障がいのある方を対象に、決められた運送区域内を個別輸送するサービスで一般のタクシー料金よりも低料金で運営されています。

町内では2事業者が福祉有償運送を実施しており、町として必要に応じて運営協議会を開催し、事業継続に向けた取組を推進しています。

また、町ではさらに低所得利用者を対象とした、利用料金の一部を助成しています。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外出支援サービス事業 （福祉有償運送）	事業所数(事業所)	2	2	2	2	2
	利用延人数(人)	450	411	423	447	340

② 外出支援サービス事業（福祉タクシー）

高齢者の社会参加の促進や通院等の交通費負担の軽減を目的として、満80歳以上の高齢者（町民税非課税者）を対象にタクシー料金等助成券（年12,000円）を支給しています。

近年は高齢化の進展により対象者が増加していることや、昨今の買い物環境の悪化等によってタクシー等の交通機関の需要が増えていることから、利用者は年々増加傾向にあります。

今後も高齢者の通院、買い物、社会参加等への移動手段の確保のため、タクシー料金等助成券の交付を継続します。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外出支援サービス事業 （福祉タクシー）	利用者数(人)	912	929	913	928	993

③軽度生活援助事業

在宅の1人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするため、森町シルバー人材センターへ委託し、日常生活上の軽作業や冬期間における除雪等（月5時間まで）の援助を行っています。

これまで利用者数は堅調な推移となっており、今後も伸びることが見込まれるため、事業継続に向けて森町シルバー人材センターの会員確保等を推進します。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
軽度生活援助事業	実人数(人)	145	141	160	159	158
	利用延人数(人)	547	557	681	690	678

④生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス事業）

介護保険の対象とならない1人暮らし高齢者等に対し、自立生活維持に向けた支援として、日常動作訓練、レクリエーション、給食、入浴などのサービスを提供しています。

近年は利用者数が減少傾向にありますが、高齢者が健康で自立した生活を維持していくため、今後も生きがい活動支援通所事業を継続するとともに対象者への周知を図ります。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生きがい活動支援通所事業 (生きがいデイサービス事業)	実人数(人)	17	8	5	3	4
	利用延人数(人)	359	151	90	67	90

⑤外出支援サービス事業（生きがい活動支援通所事業）

公共交通機関を利用できない在宅福祉サービス利用者のために、居宅と在宅福祉サービス事業所間等の送迎を実施する事業です。

利用者数は減少傾向にありますが、生きがい活動支援通所事業の利用促進を図るため、今後も事業を継続するとともに対象者への周知を図ります。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外出支援サービス事業	実人数(人)	16	8	5	3	4
	利用延人数(人)	336	151	90	67	90

⑥高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者の生きがい・健康づくりを促すため、各種スポーツ大会の実施や、社会参加の一環として「花壇整備事業」等の取組を森町老人クラブ連合会に委託して実施しています。

コロナ禍の影響によりこれらの取組は中止せざるを得ない状況が続いていましたが、今後は委託先の森町老人クラブ連合会と情報共有を図りながら、各種スポーツ大会や花壇整備・料理教室など生きがいづくり、健康づくりにつながる取組を高齢者自らの計画・運営により実施します。

⑦「食」の自立支援事業（配食サービス）

在宅で調理が困難な高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、毎週月曜日から土曜日までの夕食を配食しており、1日に最大で50食を配食しています。

今後も高齢者の自立生活の支援に向けて事業を継続するとともに、利用者の見守り支援として安否確認や状態把握などを行います。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
「食」の自立支援事業	実人数(人)	113	111	108	111	120
	配食数(食)	13,492	13,369	13,448	14,141	13,915

⑧介護サービス利用者負担軽減事業

社会福祉法人又は町が運営する特別養護老人ホームに入所又は通所している低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担額（食費・居住費）の軽減制度を実施している施設に対し、町より補助金を交付して低所得利用者の負担軽減対策を図っています。

今後も制度の改正等に則した内容で、町より補助金を交付して低所得利用者の負担軽減対策を図ります。

(2) 施設サービスの充実

①養護老人ホーム

養護老人ホームは、原則として65歳以上の方で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所する施設です。

本町では、管内市町村で共同設置した「好日園」（七飯町）を養護老人ホームとして主に利用しており、近年は利用者の退所等により利用人数は減少しています。

今後とも「好日園」の森町枠を活用しながら、入所措置基準に該当した入所希望の需要に応じられるよう努めます。

【実績】

事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
養護老人ホーム	措置者数(人)	6	6	5	5	4

②軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、原則として60歳以上の方で自立して生活することに不安がある身寄りのない人、家族による援助を受けることが困難な人などが入居できる施設です。

本町の軽費老人ホーム「ケアハウス青雲の森」は満床利用が続いており、令和5年6月末現在、町民は53名が入所しています。

今後も、施設との連携を図りながら、より良い介護サービスの提供に向けて運営を継続します。

【実績】

事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
軽費老人ホーム (ケアハウス)	利用者数(人)	70	70	70	70	70

③有料老人ホーム

有料老人ホームは、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を提供する施設です

本町では、平成19年度に整備された「特定施設入居者生活介護施設豊生園」(50床)に加え、平成28年度には「有料老人ホームあんず」(21床)が整備されました。

両施設とも概ね70%～90%の満床率で推移しており、令和5年6月末現在で計55名の町民が入所しています。

今後も施設との連携を図りながら、今後も施設サービスの継続を図ります。また、提供するサービスの質を維持できるよう、介護従事者確保への支援に努めます。

④サービス付高齢者向け住宅

平成28年度に「サービス付高齢者住宅道南森ロイヤルあじさいの里」(20床)が町内に整備されました。近年は概ね80%の満床率で推移しております。

施設との連携を図りながら、今後も施設サービスの継続に努めます。

(3) 地域共生社会の実現

①福祉意識の醸成

少子高齢化や核家族化が進行する中、福祉活動の重要性が拡大しており、住民の高齢者福祉・介護に関する意識を今後も高めていく必要があります。

本町では、社会福祉協議会が中心となって福祉イベントや講演会などを通じた福祉意識の醸成を推進していますが、今後も教育・福祉関係者、地域住民などとの連携、学習講座や交流機会の充実を図り、誰もが気軽に福祉について学べる体制づくりを進めます。

②福祉教育の推進

町内の教育機関では、高齢者の入所施設への訪問や地域の高齢者との交流など、様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。

小・中学校や高校においては、総合的な学習の時間を活用し、福祉に関する講話や施設での体験、認知症サポーター養成研修などを通じて、福祉の心の醸成に努める教育を行っています。

今後も、町の教育部門と保健福祉部門、社会福祉協議会等が連携し、課外活動の時間や「総合的な学習の時間」などを活用して福祉教育の充実に努めます。

③包括的な支援体制の整備

住民が直面している課題に対して、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくるのが制度・分野ごとの「縦割り」を防ぐために必要であると考えられます。

また、地域における多様で複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用、産業、教育、権利擁護など多岐にわたる分野の連携が必要となる場面が出てくることが想定されます。

そのため、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが必要とされています。

本町では、地域包括支援センターが中心となって高齢者の様々な相談を受け付けており、必要に応じて関係機関との連携により課題解決に向けた対応を行っています。

今後はこれら相談支援の取組を生かしつつ、複合化・複雑化した課題に的確に対応するための包括的な支援体制の整備に向けた検討を進めます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことで、その体制を構築することが市町村の責務として求められています。

本町ではこれまで、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の窓口業務や地域ケア会議等を活用し、医療機関、介護サービス事業所、地域の関係者等と密接に連携し、多職種連携の強化による地域ネットワークの構築を図ってきました。

近年は全国的な傾向と同様に、支援を必要としている人の高齢化や支援ニーズの複雑化・複合化が進むと考えられます。

そのため、これまで本町で取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、関係機関との連携による地域ネットワークの充実に取り組みます。

(2) 在宅福祉ネットワーク活動推進事業

森町社会福祉協議会を中心に各町内会や関係団体の協力の下、70歳以上の1人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、障がいを持っている方等への見守りや声かけを中心として行う「小地域ネットワーク活動」事業への助成を実施してきました。

現在、小地域ネットワーク活動に対して森町社会福祉協議会から会費の40%相当額を各町内会へ助成しており、その活動状況は年4回発行している社協広報にて紹介し、事業の啓発啓蒙にも取り組んでいます。

また、森町社会福祉協議会では「福祉委員」を町内会からの推薦により選出し、町内会長との連名で委嘱するなかで小地域ネットワーク活動の中心的な役割として活動していただいています。

在宅福祉ネットワーク活動推進事業は広く周知されている状況にあるものの、福祉委員のなり手が少なくなっており、人材の発掘が今後の課題となっています。

今後は、全町内会からの福祉委員の選出に向けた働きかけを継続していくとともに、町内会活動や福祉委員に対する情報共有や新たな活動構築のため研修や交流の機会を提供し、小地域ネットワーク活動の活性化、活動拡大を図ります。

(3) ボランティアセンターの活動推進

本町では、ボランティアセンターを森町社会福祉協議会内に設置し、ボランティアに関する地域住民の理解と関心を深めるための組織的な活動を行っています。

また、ボランティアセンターは平成23年度に発足した森町介護福祉施設連絡協議会とも連携を図りながら各施設とボランティア団体等との橋渡しの役目も担っており、施設からの多様なボランティア要請に対応しています。

ボランティアセンターの活動は地元に着実に定着してきており、障がい者の交流会「ふれあいの森」をはじめ様々な活動を行ってきました。

コロナ禍の影響により「ふれあいの森」や「施設ボランティア」は令和2年2月から実施できていない状況ですが、感染症対策を講じた上でボランティア団体による研修会を開催し、活動を継続してきました。

今後は、各ボランティア団体の活動内容を考慮しながら、より柔軟な対応が可能となるボランティアセンターの運営を目指します。

(4) ボランティアの育成と活動支援

本町では一般の方を対象とした「ボランティア入門講座」を開催し、ボランティアの育成を行ってきました。

令和元年11月には傾聴ボランティアの団体が新たに設立され、コロナ禍においても在宅高齢者世帯での傾聴活動を行ってきました。傾聴ボランティアは活動件数がまだ少ないことから活動内容の周知を図っていくことが必要と考えられます。

「ボランティア入門講座」は継続することが重要であるため、今後も開催の時期や内容などの要望を取りまとめるなど開催継続に向けた取組を進めます。

加えて、介護ボランティア実施時の行政ポイントの付与等により地域におけるボランティアの人材育成・増員を目指します。

(5) ふれあいサロン事業の推進

森町交流支援センターは、地域で高齢者や障がい者や子どもたちが気軽に集い歓談できるサロンスペースとして広く町民に周知されており、福祉団体等の打ち合わせにも活用されています。

サロン活動としては、引きこもり防止や外出機会の確保を目的に「ふれあいサロン」を森地区及び砂原地区でそれぞれ隔月開催しているほか、少人数による「さくら体操教室」、「ふまねっと教室」を「ミニミニサロン」として毎週実施してきました。

コロナ禍により令和2年2月から活動を休止していましたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、令和5年5月から活動を再開しています。

今後もより多くの方々が利用できるような環境づくりを考慮しながら、開催場所・開催日程等の調整・協議を進めます。

(6) 緊急体制整備事業

健康に不安を抱えた1人暮らし高齢者等の緊急事態に対応できるよう、近隣の緊急連絡員や民生委員の協力を得ながら緊急通報装置を設置しています。

今後も健康に不安を抱えた1人暮らし高齢者等の緊急事態に対応できるよう、機器の購入及び再利用や緊急通報装置の老朽更新等への対応等を行いながら、体制の整備に努めます。

また、緊急通報装置の設置に必要な固定電話を持っていない高齢者への対応を検討します。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
緊急体制整備事業	設置台数(台)	95	96	64	59	64

(7) 救急医療情報キット配布事業

高齢者等が緊急の際に救急隊員等が迅速な救急活動を行うことができるよう、自分の氏名、年齢、持病、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を記入する情報シートと保管するための専用容器一式を救急医療情報キットとして希望者に配布しています。

今後も救急医療情報キット配布事業を継続し、1人暮らし高齢者等に広く利用していただけるよう事業の周知を図ります。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
救急医療情報キット配布事業	配布件数(件)	2	4	2	0	2

(8) 介護保険事業者等への支援

町内で開設している高齢者等の介護福祉サービスの連携等を図ることや施設の運営を円滑に推進するため等を目的に、「森町介護福祉施設連絡協議会」が設置されていますが、現在は活動が停滞している状況にあります。

一方、平成30年度の制度改正により居宅介護支援事業所の指定権限等が町に委譲されたことから、町内の居宅介護支援事業所への実地指導やケアプラン点検等を通じて、運営指導や質の向上を図っています。

今後も「森町介護福祉施設連絡協議会」への働きかけを継続するとともに、事業者をはじめ

関係機関における情報共有や連携・協力体制づくり、相互の介護力向上の取組を推進します。

また、より地域に密着した居宅介護支援事業所の実現に向けて、引き続き実地指導やケアプラン点検、ケアプラン作成研修会などを通じた質の向上を図ります。

(9) 介護・福祉人材確保の推進

本町ではこれまで、森高校総合学科の健康・福祉系列で実施されている介護職員初任者研修の講師として、保健師、介護福祉士、看護師、理学療法士などを派遣してきました。

介護職員初任者研修の修了者は介護施設に就職する割合が高く、介護・福祉人材確保において一定の成果を得ていますが、森高校総合学科において健康・福祉系列を専攻する生徒が減少傾向にあることが課題となっています。

介護・福祉人材の確保に向けて、今後も森高校における介護職員初任者研修の講師派遣は継続するとともに、次世代を担う子どもたちに対して福祉や介護の仕事の魅力を伝える取組の検討を進めます。

また、介護職員等就労（継続）祝金事業及び介護資格取得支援事業を通じて、介護人材確保対策を推進するとともに生活支援サポーター養成研修を開催し、高齢者の在宅生活を支える新たな担い手の確保に努めます。

併せて、公立で全国唯一の介護福祉士養成施設である北海道介護福祉学校を運営する栗山町と「介護人材の確保に関する包括連携協定」を締結し、介護分野における人材の育成・確保及び定着促進、福祉教育を推進します。

介護現場の生産性向上の面では、ICTの活用を含めた先進技術の導入支援の検討や文書負担軽減に向けた取組を進めます。

3 高齢者の積極的な社会参加

(1) 高齢者の学習機会の提供

教育委員会では「オニウシ学園」や「実年大学」を継続して実施しており、老人クラブ連合会及び各単位老人クラブで実施している各種研修会等へ支援を行っています。

「オニウシ学園」は各種講座を実施し、多様な生涯学習の機会と交流の場を提供することで、高齢者の生きがいに役立っていると考えています。今後は、講座終了後にアンケートを実施するなど受講者のニーズを捉えるとともに、新たな講師人材の発掘、活用に取り組みます。

また、異世代交流の場を設け、高齢者の知識や技術を社会活動へ生かすことのできる環境の整備に努めます。

「実年大学」は健康づくり・生きがいの支援として多種多様な学習の場を提供していますが、参加者の高齢化により、活動団体数も年々減少傾向となっています。そのため、参加者の意見を取り入れる機会をつくり、事業内容の検討や見直しを行いながら今後も継続して事業を実施します。

(2) 高齢者の就労対策

高齢のため一般雇用になじまない高齢者が、軽易な業務の就労を通じて自らの生きがいの充実や社会参加を図り、もって福祉の増進や活力ある地域社会に寄与することを目的として、平成19年3月に社団法人森町シルバー人材センターが設立されました。

森町シルバー人材センターが行う軽易な作業への依頼は、町で委託している「軽度生活支援事業」も含めて増加しているものの、会員数の減少が課題となっています。

そのため、森町シルバー人材センターとの連携により情報共有を行うとともに、会員数拡大に向けた対策を検討します。

(3) 高齢者入浴料金助成事業

高齢者の健康増進や社会参加を図るため、町営温泉「ちゃっぷ林館」をはじめ、町内すべての温泉施設で利用できる入浴料金助成券を年間12回配布しています

平成25年度以降、利用者数は堅調に推移してきましたが、令和2年度以降はコロナ禍の影響により利用者数は一時的に減少しました。

今後も高齢者の健康増進と社会参加を促進するため、事業を継続します。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者入浴料金助成事業	利用延人数(人)	14,500	13,555	11,716	10,744	11,407

4 高齢者の安全で快適な生活の確保

(1) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

①外出しやすい道路・公園の整備

高齢者をはじめ、誰もが安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりが求められています。

道路に関しては歩道造成や幅員が十分確保できていない路線もある状況にありますが、除排雪についてはきめ細やかに実施してきました。

今後もバリアフリー化を念頭に置いて計画的に道路や公園の整備にあたります。また、需要が高い除排雪に関しては建設機械の老朽化やオペレーター不足が課題となっており、除排雪体制の維持に努めます。

②利用しやすい公共施設と住宅の整備

これまで、新規に整備した公共施設はバリアフリー化・車椅子対応トイレなど、高齢者等にやさしい環境整備に努めてきました。

また、住宅の整備に関しては、介護保険制度の住宅改修支援制度などにより高齢者の在宅住環境の改善を図ってきたほか、町営住宅においては、高齢者向けの募集を分けるなどニーズに合った供給を進めてきました。

今後も住宅改修支援制度の周知によりその利用促進を図るとともに、高齢者向けの町営住宅の適切な維持管理を行い、引き続き高齢者が暮らしやすい住環境の充実に努めます。

(2) 防災・防犯対策の充実

①防災体制の充実

近年、わが国では地震や風水害などの災害が多発しており、地域で高齢者を災害から守る体制を築いていくことが急務となっています。

本町では、避難行動要支援者名簿（災害発生時の避難に支援を必要とする人の名簿）の更新を実施し、町内会などと共有することで、有事の際に迅速に支援ができるよう備えています。

今後は、避難行動要支援者名簿の精査を進めていくとともに、緊急時の優先度の高い対象者から個別避難計画を作成します。

併せて、防災担当部署や関係機関、町内会との連携を密にし、災害時に支援を必要とする人への防災対策を進めます。

②防犯対策の充実

高齢化や核家族化が進む中、悪質な訪問販売や特殊詐欺など、高齢者を狙った犯罪が全国的に増加しています。

本町では、担当課に通報があった情報は関係団体や警察へ情報提供を行っているほか、北海道から提供される情報を広報紙や町ホームページに掲載するなど、犯罪に対する周知・啓発を図っています。

近年は特に特殊詐欺の件数が増加しており、警察署からの依頼による防災無線での注意喚起なども実施回数が増えてきています。

今後も高齢者が安心して生活できるよう、広報等を通じて防犯についての啓発を行うとともに、町内会や警察等と連携しながら、相談活動・見守り活動を実施するなど、犯罪の未然防止に努めます。

(3) ごみ収集体制の充実

①高齢者世帯等ふれあい収集事業

平成28年度より75歳以上の高齢者世帯等のごみの戸別収集と同時に安否確認を行っている事業で、対象世帯数及びごみの収集量ともに増加しています。

今後はケアマネとの連携や広報等を通じて当事業の周知をより一層図り、当事業を必要としている高齢者の利用促進に努めます。

②森町粗大ごみ戸別収集事業

70歳以上の高齢者のみで構成される世帯等に限り、自宅玄関先まで粗大ごみの収集にうかがう有料収集サービスを行う事業です。

1人暮らしの高齢者からの問い合わせが多く、令和元年度から月の収集回数を2回から3回へ拡大しました。また、利用件数、回収する粗大ごみの重量も増加傾向にあります。

今後も広報等による当事業の周知を図り、当事業を必要としている高齢者の利用促進に努めます。

(4) 感染症対策の推進

国等から提供される感染症に関する情報を町民及び事業者速やかに情報提供を行うとともに、適切な感染症対策を推進します。

また、感染症に関する普及啓発、各種相談、予防接種等を継続して行うとともに、高齢者施設等における集団感染が疑われる事案が発生した場合など、必要に応じて保健所が行う積極的疫学調査に協力します。

5 地域支援事業の推進と自立支援

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

平成24年度に創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対して、きめ細やかな生活支援サービス等を市町村の判断により総合的に提供することができる事業です。

平成27年度の制度改正により、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスは介護給付から地域支援事業に移行されることになり、介護予防と生活支援を組み合わせたサービスと併せて一体的に推進されることになりました。

①介護予防・生活支援サービス事業

1) 訪問型サービス

要支援1・2と認定された方及び基本チェックリストの該当者を対象としたサービスで、訪問介護員による身体介護や生活援助を受けることができます。

訪問介護員の人材不足が懸念されるため、生活支援サポーターによるボランティア登録など人材確保事業による対策を進め、簡易な生活援助サービスの継続を図ります。

2) 通所型サービス

要支援1・2と認定された方及び基本チェックリストの該当者を対象としたサービスで、通所により生活機能向上のための機能訓練を受けることができます。

通所型サービスにおいても人材不足が懸念されるため、ボランティアによる支援などを通じて住民主体の通いの場の実現に向けた取組を進めます。

また、住民が主体となった通いの場を提供できる体制づくりに向けた検討を進めます。

3) 多様なサービス

訪問型・通所型ともに、基準緩和サービスや住民主体による支援、短期集中予防サービスなど、要支援者等の多様な生活支援ニーズに沿ったサービスの提供について検討を進めます。

②一般介護予防事業

身近で参加しやすい施設を利用し、身体機能や生活機能の維持向上を目的に、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防のための活動を支援します。

また、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の集いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

1) 介護予防把握事業

地域の実態・ニーズ調査により収集した情報の活用により、自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげることを目的とした事業です。

各関係機関等の情報を活用するとともに、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、一般介護予防事業への参加などを支援します。

加えて、保健事業と介護予防の一体的な実施による医療関連データの活用により、フレイル対策や介護予防を必要とする高齢者の把握に努めます。

2) 介護予防普及啓発事業

一般高齢者等を対象に介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防の活動を支援していく事業です。

講座や教室で参加者の固定化や高齢化が進んでいることや、参加者数の減少が課題となっているほか、近年はコロナ禍の影響により講座や教室を開催できない時期もありました。

高齢者が介護や支援を要する状態となることを予防するため、通所により「運動機能の向上」「口腔機能の向上」「閉じこもり・うつ予防」及び「認知症予防」などの介護予防教室を今後も継続して開催します。

【介護予防教室等の概要】

事業名	事業の概要
介護予防健康教育	65歳以上の方を対象として、介護予防を中心とした健康教育を行います。運動、栄養、口腔など要介護状態にならないために必要な知識を学ぶための事業です。
高齢者健康相談	65歳以上の方を対象として、介護予防をはじめ健康づくりに関する相談
生活管理指導員派遣事業	社会適応が困難な高齢者に対し、訪問等により日常生活に対する指導・支援を行い要介護状態への進行を予防する事業です。
栄養改善事業	低栄養状態のおそれがある65歳以上の方を対象とし、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、栄養教室を行っています。

事業名	事業の概要
口腔機能向上事業	口腔機能が低下しているおそれのある65歳以上の方を対象とし、摂食・嚥下機能の低下を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等の事業を行っています。
心身活性化教室	運動機能の向上・栄養改善・口腔機能改善の内容を取り入れながら、認知症・閉じこもり・うつ予防・支援の教室を実施しています。
通所型介護予防事業	介護や支援を要する状態を予防するため、通所により健康チェック、体操、歌、頭の体操等を内容とした活動を実施しています。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防健康教育	開催回数(回)	13	10	7	6	5
高齢者健康相談	開催回数(回)	47	38	22	18	16
生活管理指導員派遣事業	実人数(人)	0	0	0	0	0
	利用延人数(人)	0	0	0	0	0
栄養改善事業	参加者数(人)	64	67	39	31	44
口腔機能向上事業	開催回数(回)	3	4	3	4	3
	参加者数(人)	54	84	35	49	37
心身活性化教室	開催回数(回)	13	8	6	6	3
	参加者数(人)	217	119	96	70	37
通所型介護予防事業	稼働日数(日)	155	124	84	64	90

3) 地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業で、生活支援の担い手となる人の知識・スキルの向上といった各種研修や、地域のサロンを推進する活動等への支援を行います。

今後は、課題となっているヘルパーの人材不足の解消に向けて、生活支援サポーター養成研修受講者へのボランティア登録を促し、住民主体による簡易な生活援助やサロン活動の人材確保に努めます。

4) 一般介護予防事業評価事業

事業が適切かつ効率的に実施されたか、原則として年度ごとに事業評価を行っています。

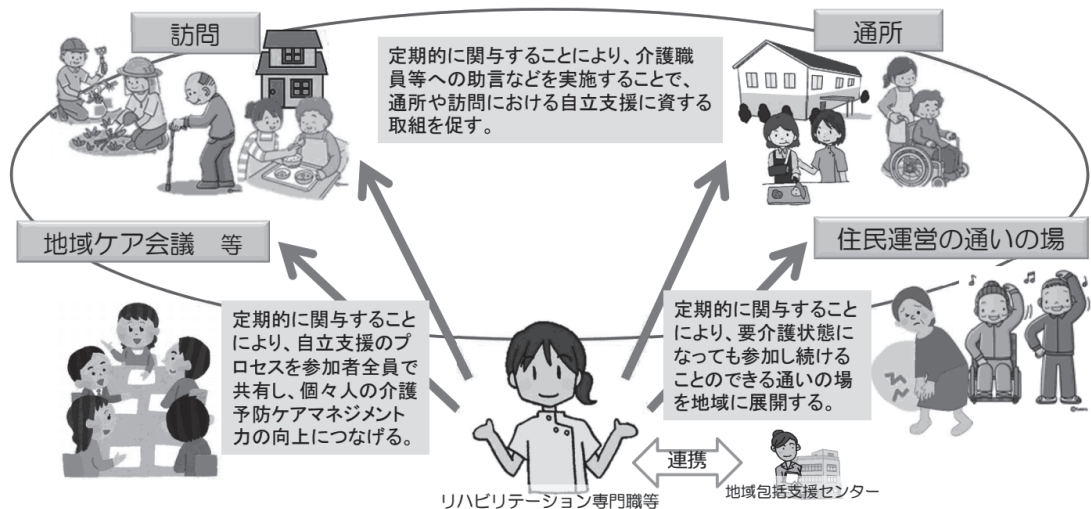
地域住民の介護予防に関する認知度、ボランティア活動への高齢者の参加数などの評価に基づき、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体の改善を図ります。

5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業で、本町では地域ケア会議に講師としてリハビリテーション専門職が参加するなど、事業所の協力を得ながらリハビリテーション専門職が積極的に地域へ関与しています。

今後は、リハビリテーション専門職と協力しながら、住民主体の集いの場の開設に向けた検討を進めます。

■地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ



出典：厚生労働省資料

■リハビリテーションに関する取組目標

取組内容		目 標		
		令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
介護保険のリハビリテーションを供給体制の充実	事業所数(事業所)	2	2	2
	定員数(人)	75	75	75
	リハビリテーション専門職の従事者数(人)	13	13	15
介護保険サービスの利用	訪問リハビリテーションの利用率(%)	0.5	0.5	0.6
	通所リハビリテーションの利用率(%)	2.1	2.1	2.2
	訪問リハビリテーションの延べ利用人数(人)	1,600	1,600	1,700
	通所リハビリテーションの延べ利用人数(人)	10,600	10,600	11,200
アンケート調査によるリスク高齢者の減少	運動機能リスク高齢者の割合(%)			16.0
	転倒リスク高齢者の割合(%)			37.0
	IADL リスク高齢者の割合(%)			6.0

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、フレイル対策を含めた介護予防事業をきめ細かに支援するため、国保データベースなどの医療データの活用や担当保健師の配置など、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進します。

事業の推進にあたっては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本方針から、フレイルのおそれのある高齢者の把握や生活機能低下の改善、疾病予防・重症化予防への取組を進めます。

また、健康状態が不明な高齢者の健康状態や、通いの場におけるコロナ禍長期化の影響などを把握するとともに、健康教育、健康相談等を実施してフレイル予防を図るなど、生活機能低下改善等に向けた取組を行います。

(2) 包括的支援事業の推進

包括的支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域における総合的なケアマネジメントを担う中核機関となる地域包括支援センターが実施主体となり、自立のためのマネジメントを行うとともに、地域の資源を効果的に結び付け、地域の高齢者の包括的支援体制を構築しようとする事業です。

①地域包括支援センターの運営

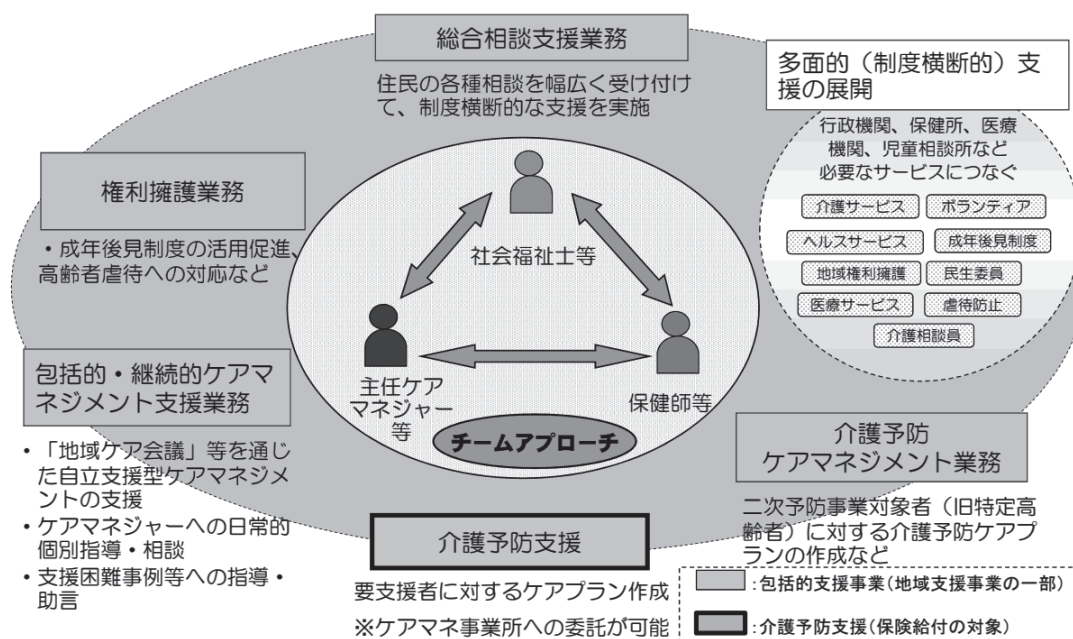
高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となります。

このため、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を町が直営で運営しています。

支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の職員を配置し、3職種が相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう情報の共有や業務の取組を行っています。

また、支援センターと保健福祉部局・庁内関係部局が密接に連携できる体制を整備することが不可欠であるため、支援センターと町社会福祉協議会や医療機関、介護保険事業者、地域組織、ボランティアや民間団体等とそれぞれの垣根を超えてより密接な連携ネットワークを構築し、より良い地域ケアの提供を目指して運営しています。

■地域包括支援センターが持つ機能のイメージ



出典：厚生労働省資料

1) 総合相談支援業務

どのようなサービスを利用してよいか分からない住民に対して、1か所で相談からサービスの調整に至る機能を発揮する、いわばワンストップサービスの拠点としての機能を提供する業務です。

介護保険サービス以外にも保健福祉サービスに関することなどサービス利用や制度説明を主として高齢者の生活に関することの相談業務を行っています。

近年は相談件数が増加傾向にあるほか、精神疾患、近所トラブル、8050問題、引きこもり、ヤングケアラーなど、相談内容の複雑化・複合化がみられるため、関係機関と連携しながら支援を行っています。

今後も関係機関との密接な関係づくりを推進し、高齢者が在宅生活を継続できるよう様々な相談に対応できる体制の充実を図ります。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合相談支援事業	件数(件)	461	508	495	517	683

2) 権利擁護業務

高齢者に本人が有する権利の理解を促すとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた対応を行います。

本町では、「森町高齢者虐待への対応手順」を作成し、虐待相談があった場合に速やかに対応できるようにしています。

近年のコロナ禍の影響により閉じこもり傾向の高齢者が増加し、それに伴って介護者の介護ストレスも増加していると考えられ、高齢者虐待（疑い）は増加傾向となっています。

今後も高齢者が安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用促進や虐待の早期発見などを重点的に行い、消費者被害などへの対応も継続します。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見制度利用支援事業	件数(件)	0	1	0	1	0
高齢者虐待困難事例検討会 (介護支援専門員関係分)	件数(件)	20	21	11	15	13
高齢者虐待処遇検討会	件数(件)	24	13	29	27	43

3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が抱えている問題に対して、ケアマネジャーが相談対応を行うとともに、訪問などの支援を行っています。また、高齢者サービスが一目で分かるパンフレットの作成、配布等も行っています。また、地域のケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように、直接的又は間接的に支援を行っています。

近年は地域のケアマネジャーが抱えている困難事例等が増加傾向にあり、特に単独のケアマネジャーが困難事例を抱えているときにはいち早く助言等を行っています。

高齢者の心身の健康保持や在宅での介護が安心してできるよう、介護がしやすい環境づくりを地域のケアマネジャーとともに進めます。

また、地域のケアマネジャーが孤立しないよう、抱えている困難事例等に対する後方支援や助言等を行うとともに、多職種連携によるネットワークづくりを推進します。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談事業 (介護支援専門員)	件数(件)	47	57	38	30	31

4) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・2と認定された方や基本チェックリストの該当者に向けて、介護予防プラン作成を行います。また、サービス利用後に介護予防プラン通りに実行されているか、利用者の方の生活に変化がないか訪問を通じて継続的にモニタリングを行っています。

今後も介護予防プランの作成とモニタリングを通じてケアマネジメントサイクルを実践し、高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らせるように支援を行います。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防プラン作成サービス	件数(件)	2,284	2,365	2,115	2,222	2,135

②地域ケア会議の推進

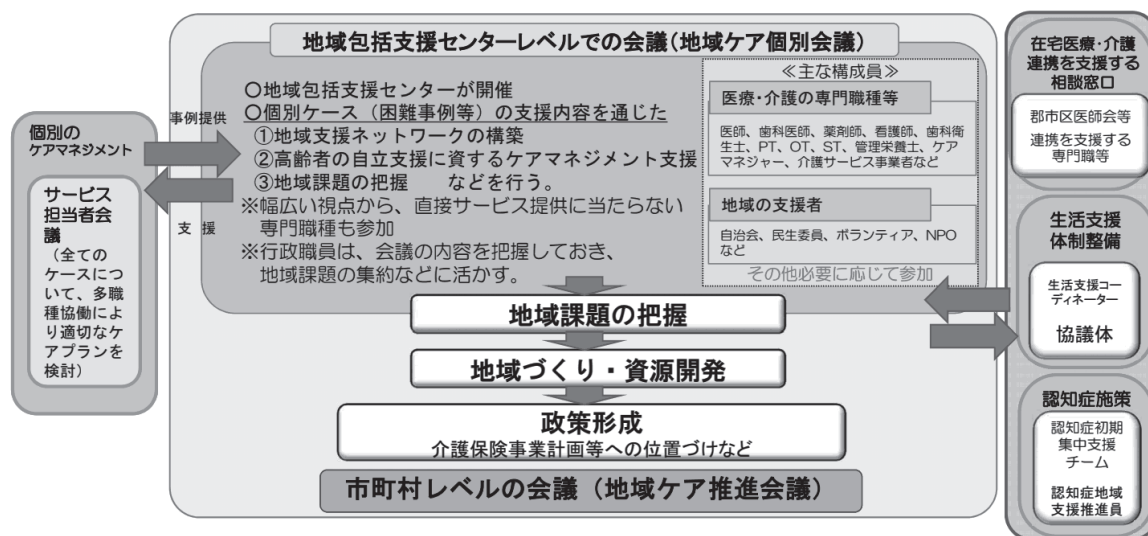
地域ケア会議は、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化と政策形成を行うことを目的としています。

本町では多職種協働による地域ケア会議を定期的を開催し、主にケース会議を通じてケアマネジメント支援を行うとともに個別ケースの情報共有に努めてきました。

今後も定期的に地域ケア会議を開催して個別事例の課題の解決を図るとともに分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化に向けた取組を推進します。

また、多職種連携・協働によるケアマネジメント支援を通じて、地域のネットワーク構築の促進を図ります。

■地域ケア会議のイメージ



出典：厚生労働省資料

【実績】

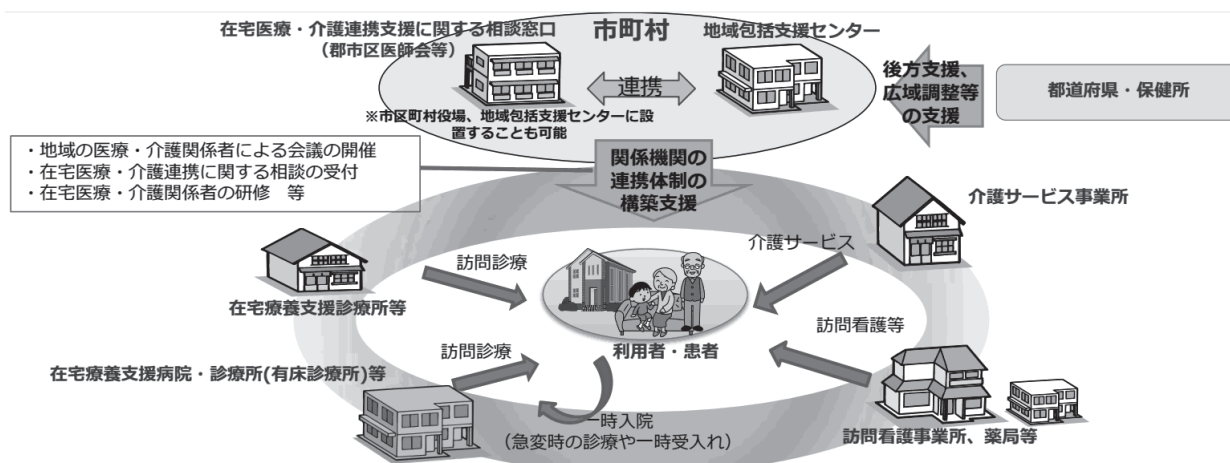
事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域包括ケア会議	開催回数(回)	24	24	19	19	20

③在宅医療・介護の連携推進

本町では、在宅医療・介護連携推進事業として平成27年10月から推進しており、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備に努めてきました。

これからは、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域の医療機関等と協働して在宅医療の実施に係る体制の整備に向けた検討を進めます。

■在宅医療・介護の連携のイメージ



出典：厚生労働省資料より

④認知症対策の推進

1) 早期発見への取組

本町では、本人や家族が認知症に気づいたときに気軽に相談ができるよう、地域包括支援センターの総合相談業務で対応を行っています。

今後も、認知症の早期発見に向けて、かかりつけ医から地域包括支援センターへの相談、確定診断のための医療機関へのつながりができるよう、関係機関の連携を継続します。

また、認知症に関する町民向けの講演会等の開催等により認知症に対する理解促進を図り、認知症の早期発見につなげます。

2) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

本町では、医療機関と連携により平成30年4月に「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。今後も認知症初期集中支援チームによる支援を継続し、認知症が疑われる人や認知症の人への適切な支援を行います。

3) 認知症地域支援推進員の設置

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族の相談支援を行うとともに、身近な病気として認知症を理解していただく啓発活動及び医療機関等関係機関へのつながりや連絡調整の支援を行います。

本町では平成30年4月に認知症についての医療や介護の専門的知識や経験を有する認知症地域支援推進員を配置し、医療機関との連携を図ってきました。

今後も認知症地域支援推進員が認知症の人とその家族の相談支援を行うことにより、地域における認知症の支援体制の充実を図ります。

4) 認知症に対する正しい理解づくり

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症への町民の理解や関心は徐々に高まってきていますが、まだ十分に理解されているとはいえません。

本町ではこれまで、認知症サポーターの養成を図ってきたほか、「森町認知症の人と共に歩む会」による講演会等の開催を支援してきました。

今後もこれらの取組の継続により、認知症や認知症高齢者に対する正しい理解づくりを促進し、地域で認知症高齢者を支援する体制づくりを推進します。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症に関する講演会	開催回数(回)	3	3	1	1	1
認知症サポーターの養成	養成人数(人)	100	46	32	27	21

5) 「チームオレンジ」の設置に向けた検討

「チームオレンジ」は、ステップアップ講座を受けた認知症サポーターや認知症の高齢者本人がメンバーとなり、外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症高齢者の自宅へ出向く出前支援などの活動を行うチームです。

今後は、認知症サポーターを対象としたステップアップ講座を開催し、認知症サポーターが活躍するための環境づくりを推進するとともに、「チームオレンジ」の設置に向けた検討を進めます。

6) 認知症カフェの開催

本町では、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に状況共有し、互いを理解しつながら持てる場として「認知症カフェ」を開催しています。

今後も、認知症になっても誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう「認知症カフェ」の開催を支援します。

7) 認知症ケアパスの作成と普及

認知症や認知症と疑われる症状が現れた際に、その状態に応じた適切な医療・介護サービスを受けることができる「認知症ケアパス」を作成し、町民への周知と普及を図ります。

8) 認知症見守りネットワークの推進

認知症高齢者の一人歩きは、高齢者の生命に関わる重要な問題であり、早期に発見し保護する仕組みをつくることが重要です。

本町では認知症高齢者など一人歩きの危険性がある方が行方不明になった場合に、生活関連団体等の協力により捜索を行う「森町認知症高齢者等の見守りSOSネットワーク事業」を推進しています。

今後も「森町認知症高齢者等の見守りSOSネットワーク事業」を継続するとともに、協力員の拡大や事前登録者の増加に向けて、あらゆる機会を通じて事業の周知を行います。

9) 当事者及び家族に対する支援

認知症の家族の介護負担と心理的負担の軽減に向けて家族会交流会を開催するとともに、認知症の家族や認知症対応事業所職員など認知症に関わる人たちの情報交換の場をつくります。

また、認知症当事者からの発信機会の拡大に向けて、当事者によるミーティングの手法を検討します。

■認知症対策の取組目標

取組内容		目 標		
		令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
認知症ケアパスの作成		作成	普及	普及
認知症サポーターの養成	養成講座参加者数（人）	30	35	40
認知症初期集中支援チームの活動	チーム会議開催回数（回）	1	1	1
認知症カフェの開催	開催回数（回/年）	5	7	12
森町認知症高齢者等の見守りSOSネットワーク事業の推進	新規登録者数（人）	2	2	2
家族介護者交流事業の推進	開催回数（回）	2	2	2
	参加人数（人）	10	10	10
チームオレンジ設置に向けた取組	研修受講者数（人）	1	1	1

⑤生活支援体制の整備

将来は単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者、軽度の要介護者が増加し、生活支援の必要性が増加すると見込まれています。

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続していくために、買い物・調理・掃除などの家事支援や見守り・安否確認、外出支援、地域サロンの開催など多様

な生活支援サービスを整備していく必要があります。

本町では、平成30年4月に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するとともに協議体を設置し、地域におけるニーズの把握や担い手の発掘に努めてきました。

引き続き、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーターを中心に地域のサービスの開発や担い手の育成を行いながら、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。

（３）任意事業の推進

①家族介護者交流事業（元気回復事業）

家族介護者を介護から一時的に開放し、介護者相互の交流等により心身の元気回復を図ることを目的として、「森町認知症の人と共に歩む会」の協力により実施しています。

参加者間の交流は活発ですが、新規参加者が少なく、参加者の固定化や高齢化が進んでいる状況にあります。今後は事業の周知を積極的に行い、新規参加者の増加を促進します。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家族介護者交流事業 （元気回復事業）	開催回数(回)	1	2	1	1	0
	参加者数(人)	18	23	8	12	0

②家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する低所得高齢者（町民税非課税世帯）で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を介護する家族を対象に慰労金を支給する事業です。

家族介護者を慰労するための当事業を継続するとともに、町民への周知を図ります。

③介護用品支給事業

要介護4又は5に相当する低所得高齢者（町民税非課税世帯）を在宅で現に介護している家族にその経済的負担を軽減することを目的として、介護に必要なおむつ、その他介護用品の一部を助成する事業です。

今後も事業を継続するとともに、町民への周知を図ります。

【実績】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護用品支給事業	実人数(人)	32	27	27	19	17
	利用延人数(人)	236	212	230	190	127

④介護給付適正化事業の取組

介護サービス受給者が必要とするサービスを、過不足なく事業者が適切に提供しているかを点検する事業です。本町ではこれまで、国保連合会への委託により医療突合・縦覧点検など介護給付適正化主要5事業すべてに取り組んできました。

国では、令和6年度から主要5事業を3事業に統合・再編することとしており、本町でも次のとおり介護給付適正化3事業と併せて介護給付費通知及び給付実績の活用に取り組み、介護給付の適正化を推進します。

また、給付適正化事業に関する取組目標を次のとおり設定します。

■介護給付適正化事業の概要と取組目標

事業名	取組内容	目標			
		令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
①要介護認定の適正化	認定調査員が行う調査の特徴や傾向を把握し、認定調査員それぞれが陥りやすい誤った判断について改善指導を行い、適正な要介護認定審査がなされるよう努めます。	調査票事後点検による改善指導件数(件)	50	50	50
②ケアプラン等の点検	居宅介護支援事業所や施設等の介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成するケアプランを点検し、適正なサービス提供が行えるよう指導を行います。 また、利用者の状態・環境からみた住宅改修・福祉用具の必要性を全件確認、必要により事前・事後の訪問確認を実施します。	ケアプラン点検月数(月)	84	90	96
		住宅改修・福祉用具の訪問確認件数(件)	10	10	10
③医療情報との突合・縦覧点検	北海道国民健康保険団体連合会からの情報等を活用し、給付実績の縦覧点検・医療情報との突合を実施します。	突合件数(件)	50	50	50
④介護給付費通知	サービス利用者に対して、サービス利用状況の確認に活用していただけるよう、年に1回、利用したサービス種類や介護給付費の額、利用者負担額等の実績を通知します。	発行回数(回)	1	1	1
⑤給付実績の活用	国保連合会における審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、事業所の運営状況等を確認し、適正なサービス提供及び事業者の指導育成を図ります。また国保連合会が提供する給付適正化システムより抽出される各種帳票を点検し、適正なサービス提供が行われるようケアプラン指導等に活用します。	活用件数(件)	14	15	16

(4) 高齢者の自立支援と重度化防止の取組

介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業や包括的支援事業を通じて、自立支援・重度化防止の取組を推進することとし、その目標を介護予防・日常生活支援総合事業の目標と併せて次のとおり設定します。

■高齢者の自立支援と重度化防止の取組目標

区 分	取組内容	目 標			
		令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	
一般介護予防事業の推進	高齢者の運動器機能の向上を図るため、「心身活性化教室」を開催するとともに通所型介護予防事業を推進します。	「心身活性化教室」参加人数（人）	120	120	120
		通所型介護予防事業参加人数（人）	120	120	120
	高齢者が低栄養状態になるのを防ぐため、栄養改善事業を推進します。	栄養改善事業参加人数（人）	50	50	50
	高齢者の口腔機能低下を防ぐため、口腔機能向上事業を推進します。	口腔機能向上事業参加人数（人）	100	100	100
包括的なケアマネジメントの推進	ケアマネジャーの質向上やケアプラン作成のスキルアップを支援するため、主任ケアマネジャーによるケアプラン作成技術の指導等日常的な個別指導を行います。	ケアプラン作成技術の指導回数（回）	10	10	10
		ケアプラン作成研修の実施回数（回）	1	1	1
		「ケアマネ連絡会」開催回数（回）	3	3	3
	個別事例を通じた多職種協働による利用者支援を目的として「地域ケア会議」を開催します。	「地域ケア会議」開催回数（回）	4	4	4
		個別ケース検討件数（件）	20	22	24

第5章

第9期介護保険事業計画

1 介護保険事業の制度改正について

(1) 介護報酬の改定

今回の制度改正では、第1号被保険者の保険料負担率(23.0%)の見直しは行われませんが、介護報酬の引き上げ(+1.59%)が予定されています。

このうち、0.98%が介護職員の処遇改善部分に充てられ、残り0.61%が実質的なサービスの改定となっており、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションは令和6年6月に改定が施行され、他のサービスは令和6年4月施行されます。

また、この改定により特定入所者介護サービス費等給付額及び高額介護サービス費等給付額にも影響があります。

(2) 保険料段階及び基準所得金額等の変更

今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、標準段階9段階から13段階への多段階化が実施されます。

この見直しにより高所得者の標準乗率(保険料基準額に対する各段階別保険料の割合)の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げが行われ、第1号被保険者間での所得再分配機能が強化されます。併せて、第1段階から第3段階の低所得者層に対しては公費による軽減強化も実施されます。

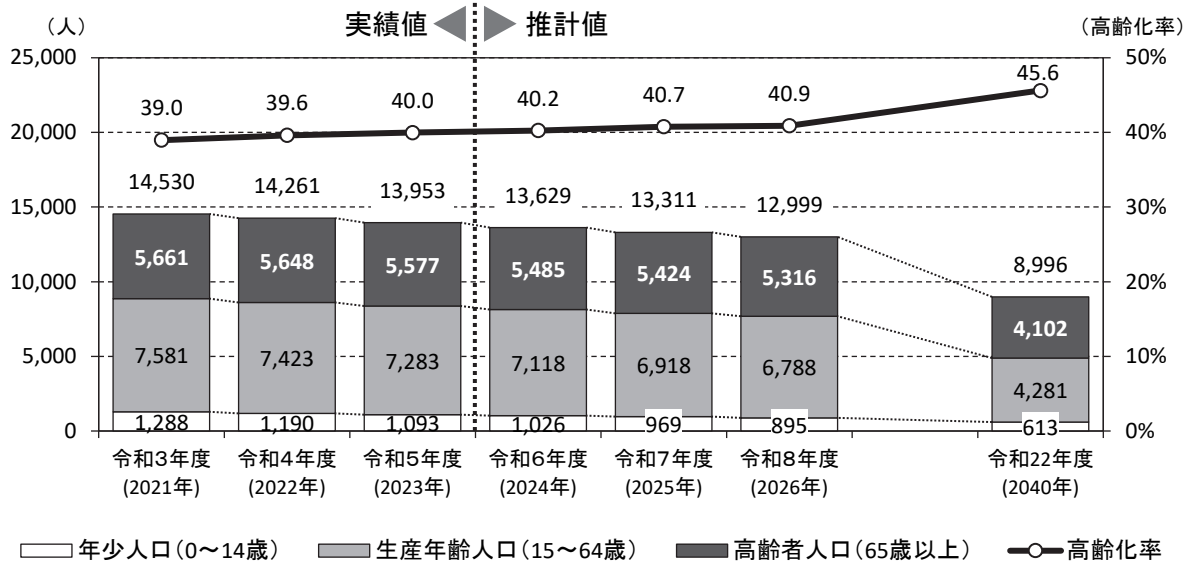
本町では第8期計画期間において、国の標準9段階を適用して介護保険料を算定してきましたが、今回の改定に合わせて国の標準13段階に合わせた多段階化を行います。

2 将来推計

(1) 総人口の推計

今後の総人口は減少傾向が続いており、過去の人口推移に基づく将来人口推計結果によると、令和8年度の総人口は12,999人、令和22年度には8,996人となることが予測されています。

■総人口の推移



(単位：人)

	実績値			推計値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総人口	14,530	14,261	13,953	13,629	13,311	12,999	8,996
年少人口 (0~14歳)	1,288 (8.9%)	1,190 (8.3%)	1,093 (7.8%)	1,026 (7.5%)	969 (7.3%)	895 (6.9%)	613 (6.8%)
生産年齢人口 (15~64歳)	7,581 (52.1%)	7,423 (52.1%)	7,283 (52.2%)	7,118 (52.3%)	6,918 (52.0%)	6,788 (52.2%)	4,281 (47.6%)
高齢者人口 (65歳以上)	5,661 (39.0%)	5,648 (39.6%)	5,577 (40.0%)	5,485 (40.2%)	5,424 (40.7%)	5,316 (40.9%)	4,102 (45.6%)

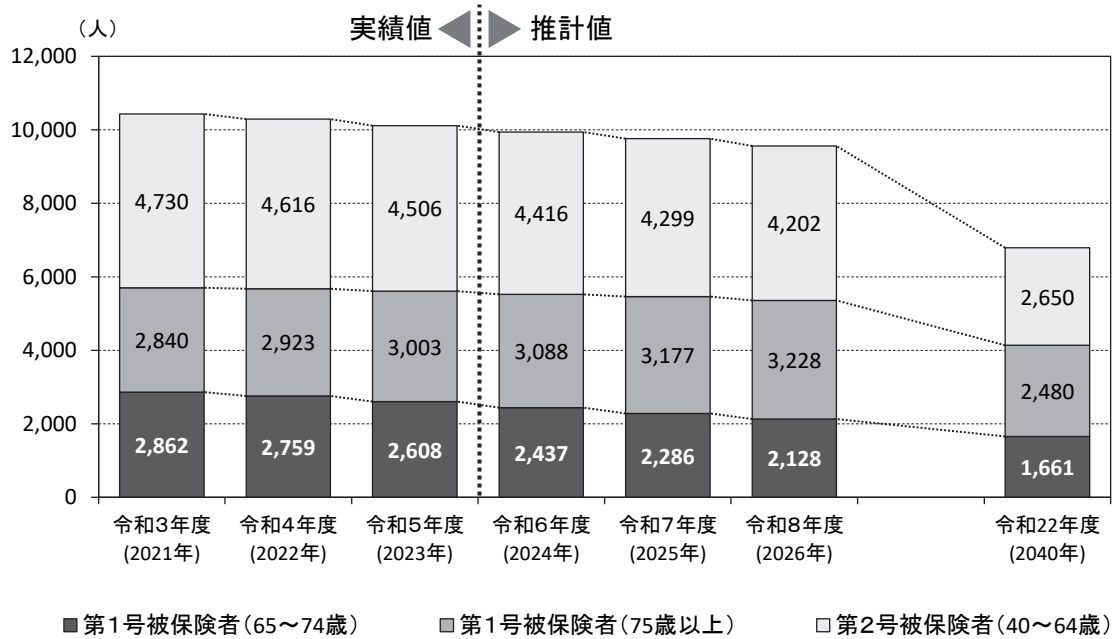
※実績値：住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値：コホート変化率法による推計値

※（ ）内は総人口に占める割合

(2) 被保険者数の推計

過去の人口推移に基づく将来人口推計結果によると、第1号被保険者数は減少傾向が続き、令和8年度には5,356人、令和22年度には4,141人となることを見込まれます。また、第2号被保険者数は減少傾向が続き、令和22年度には2,650人となる見込みです。

■被保険者数の推移



(単位: 人)

	実績値			推計値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者 (65歳以上)	5,702	5,682	5,611	5,525	5,463	5,356	4,141
65~74歳	2,862	2,759	2,608	2,437	2,286	2,128	1,661
75歳以上	2,840	2,923	3,003	3,088	3,177	3,228	2,480
第2号被保険者 (40~64歳)	4,730	4,616	4,506	4,416	4,299	4,202	2,650

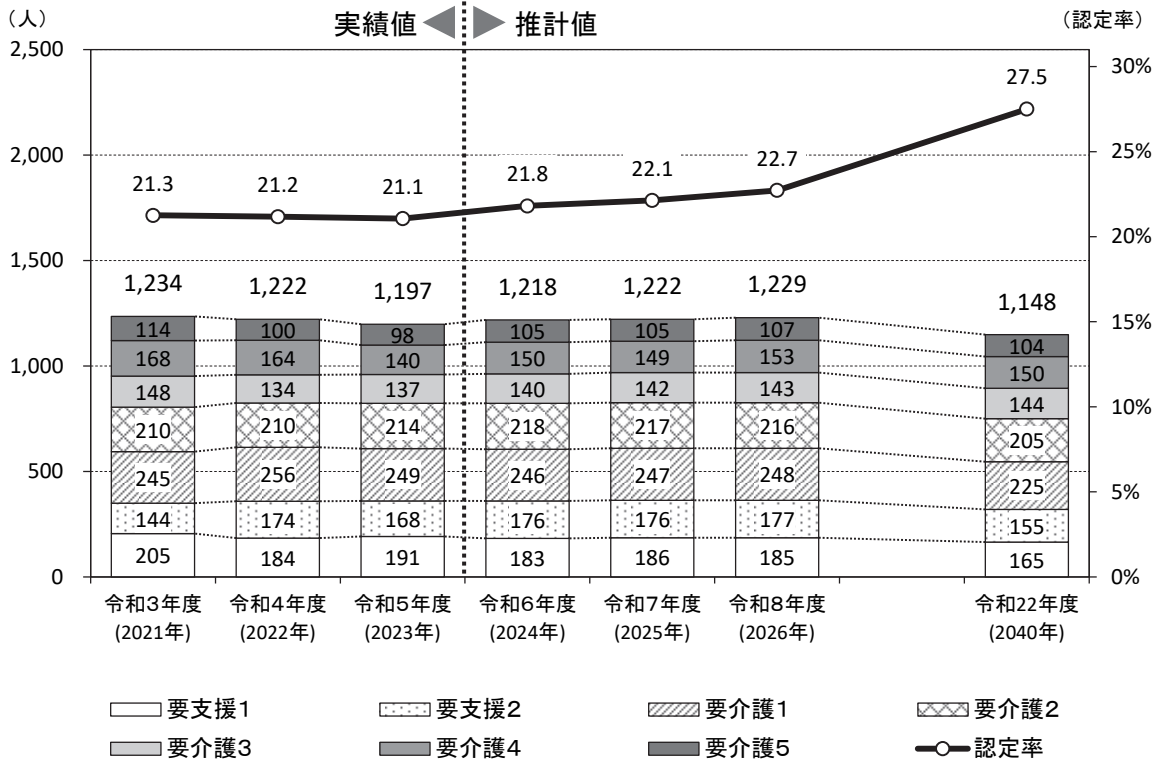
※第1号被保険者実績値: 介護保険事業状況報告月報 (各年9月末現在)、
第2号被保険者実績値: 住民基本台帳 (各年9月末)

※推計値: 第1号被保険者、第2号被保険者ともにコーホート変化率法による推計値

(3) 要介護認定者数の推計

令和3年度から減少していた要介護認定者数は令和6年度から増加に転じ、令和8年度は1,229人になると見込まれます。その後、高齢者の減少に伴い要介護認定者数も減少し、令和22年度は1,148人になると予測されます。

■ 要介護認定数の推移



	実績値			推計値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
要介護認定者数(人)	1,234	1,222	1,197	1,218	1,222	1,229	1,148
要支援1	205	184	191	183	186	185	165
要支援2	144	174	168	176	176	177	155
要介護1	245	256	249	246	247	248	225
要介護2	210	210	214	218	217	216	205
要介護3	148	134	137	140	142	143	144
要介護4	168	164	140	150	149	153	150
要介護5	114	100	98	105	105	107	104
要介護認定率 (%)	21.3	21.2	21.1	21.8	22.1	22.7	27.5

※実績値：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）、推計値：男女年齢5歳階級ごとの認定率実績をもとに推計

3 サービス見込量の推計

(1) 介護給付事業

① 居宅サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加及び利用者の要望等を勘案し、次のように見込みます。

需要の増加が見込まれるサービスについては増加傾向を示し、その他のサービスについては、横ばい又は微増として算出しています。

要介護者が安心して在宅生活を維持するための重要なサービスであり、人材の確保、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
訪問介護	回/月	5,367.2	5,692.3	5,580.2	5,335.3	5,376.8	5,376.8	5,134.8
	人/月	168	148	148	158	159	159	150
訪問入浴介護	回/月	10	6	5	6.2	6.2	6.2	6.2
	人/月	3	1	1	2	2	2	2
訪問看護	回/月	648.4	593.8	662.4	684.3	684.3	690.4	645.3
	人/月	101	96	102	104	104	105	98
訪問リハビリテーション	回/月	174.6	203.3	281.0	259.2	259.2	259.2	244.2
	人/月	15	18	21	22	22	22	21
居宅療養管理指導	人/月	24	22	28	27	27	27	27
通所介護	回/月	1,643.0	1,411.0	1,725.0	1,622.9	1,630.8	1,642.0	1,545.8
	人/月	173	158	174	176	177	178	167
通所リハビリテーション	回/月	878.7	827.1	851.2	873.5	873.5	873.5	823.7
	人/月	96	98	97	100	100	100	94
短期入所生活介護	日/月	475.8	434.4	452.7	549.4	549.4	564.3	532.4
	人/月	26	23	24	30	30	31	29
短期入所療養介護(老健)	日/月	33.6	31.9	55.9	68.7	68.7	68.7	68.7
	人/月	5	6	12	12	12	12	12
福祉用具貸与	人/月	284	283	286	295	296	298	282
特定福祉用具購入費	人/月	4	3	3	4	4	4	4
住宅改修費	人/月	1	1	2	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	56	54	52	53	53	53	52
居宅介護支援	人/月	434	417	429	434	434	438	410

②地域密着型サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における地域密着型サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	7	7	14	14	14	14	14
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	309.8	269.8	239.0	300.7	305.7	305.7	291.1
	人/月	33	30	31	33	33	33	31
認知症対応型通所介護	回/月	216.9	200.4	206.6	293.6	293.6	293.6	280.5
	人/月	16	16	23	23	23	23	22
小規模多機能型居宅介護	人/月	3	2	2	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	人/月	53	53	52	54	54	55	55
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	17	9	10	10	10	10	10
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

③施設サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における施設サービス利用者数の見込量は下記のとおりです。

なお、介護療養型医療施設は令和6年3月31日に廃止されるため、介護医療院に転換する必要がありますが、町内には該当する施設はありません。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護老人福祉施設	人/月	105	108	112	112	113	115	113
介護老人保健施設	人/月	79	80	76	81	81	81	79
介護医療院	人/月	9	10	7	10	10	10	10
介護療養型医療施設	人/月	1	1	1				

(2) 予防給付事業

① 介護予防サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、次のように見込みます。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	45.1	67.2	64.5	64.5	64.5	64.5	58.8
	人/月	11	12	13	13	13	13	12
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	39.7	76.0	56.1	50.4	50.4	50.4	50.4
	人/月	4	8	6	5	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1	2	2	3	3	3	3
介護予防通所リハビリテーション	人/月	15	16	18	17	17	18	16
介護予防短期入所生活介護	日/月	0.0	0.0	8.0	20.0	20.0	20.0	20.0
	人/月	0	0	1	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	82	92	107	105	106	105	94
介護予防特定福祉用具購入費	人/月	2	2	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修費	人/月	2	1	1	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	7	11	11	12	12	12	10
介護予防支援	人/月	100	112	132	134	135	136	119

② 地域密着型介護予防サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	8.6	18.4	52.2	46.5	46.5	46.5	46.5
	人/月	1	3	5	6	6	6	6
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	1	2	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	0	0	0	0	0	0

(3) 介護保険サービス事業費

① 介護給付事業費の給付見込み

第9期計画期間及び令和22年度における介護給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
居宅サービス							
訪問介護	189,447	190,088	186,690	185,379	186,976	186,976	178,213
訪問入浴介護	1,441	877	738	934	935	935	935
訪問看護	37,155	33,646	37,343	39,337	39,386	39,750	37,146
訪問リハビリテーション	7,368	8,108	11,133	10,633	10,647	10,647	10,028
居宅療養管理指導	3,189	3,179	4,190	3,905	3,910	3,910	3,910
通所介護	135,537	117,177	141,746	135,669	136,439	137,435	129,616
通所リハビリテーション	98,384	95,989	98,428	101,120	101,248	101,248	95,898
短期入所生活介護	41,550	38,035	41,214	50,002	50,065	51,839	48,727
短期入所療養介護(老健)	4,995	4,518	8,425	10,211	10,224	10,224	10,224
福祉用具貸与	42,611	42,307	44,977	45,054	45,238	45,622	43,734
特定福祉用具購入費	1,861	1,372	1,195	1,819	1,819	1,819	1,819
住宅改修費	2,287	1,602	2,518	1,010	1,010	1,010	1,010
特定施設入居者生活介護	132,170	123,332	125,738	126,956	127,116	127,116	125,065
居宅介護支援	81,825	78,116	77,319	81,934	82,039	82,887	77,844
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11,307	14,735	31,472	27,677	27,712	27,712	27,712
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	26,396	23,287	21,795	26,057	26,964	26,964	25,913
認知症対応型通所介護	28,747	26,782	29,439	38,983	39,033	39,033	37,594
小規模多機能型居宅介護	8,274	5,686	6,587	6,633	6,641	6,641	6,641
認知症対応型共同生活介護	166,778	168,574	167,957	174,852	175,074	178,398	178,322
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	54,481	28,231	32,307	31,486	31,526	31,526	31,526
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス							
介護老人福祉施設	293,967	309,643	313,768	322,549	325,522	331,544	325,522
介護老人保健施設	288,228	302,783	285,769	299,439	299,818	300,185	293,320
介護医療院	41,406	45,492	32,780	47,155	47,215	47,215	47,215
介護療養型医療施設	1,659	1,269	343				
合計	1,701,063	1,664,828	1,703,870	1,768,794	1,776,557	1,790,636	1,737,934

※端数処理により合計が合わない場合があります。

② 予防給付事業費の給付見込み

第9期計画期間及び令和22年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
居宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,811	3,881	4,121	3,949	3,954	3,954	3,624
介護予防訪問リハビリテーション	1,615	2,933	2,152	1,973	1,975	1,975	1,975
介護予防居宅療養管理指導	300	310	305	477	477	477	477
介護予防通所リハビリテーション	7,156	7,448	8,388	8,244	8,254	8,782	7,726
介護予防短期入所生活介護	0	0	438	1,411	1,413	1,413	1,413
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	73	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,454	7,347	8,499	8,034	8,112	8,034	7,194
介護予防特定福祉用具購入費	616	568	991	731	731	731	731
介護予防住宅改修費	2,635	1,765	1,762	2,548	2,548	2,548	2,548
介護予防特定施設入居者生活介護	5,480	9,604	9,640	10,810	10,823	10,823	9,020
介護予防支援	5,474	6,106	7,350	7,432	7,498	7,553	6,609
地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	761	1,544	5,395	4,432	4,438	4,438	4,438
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	348	1,332	577	578	578	578
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,416	595	0	0	0	0	0
合計	33,719	42,521	50,373	50,618	50,801	51,306	46,333

※端数処理により合計が合わない場合があります。

③ 総給付費の見込み

第9期計画期間及び令和22年度における総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護給付事業費	1,701,063	1,664,828	1,703,870	1,768,794	1,776,557	1,790,636	1,737,934
予防給付事業費	33,719	42,521	50,373	50,618	50,801	51,306	46,333
総給付費	1,734,782	1,707,349	1,754,243	1,819,412	1,827,358	1,841,942	1,784,267

※端数処理により合計が合わない場合があります。

4 介護保険料の算定

(1) 標準給付費の見込み

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

				第9期 合計	令和 22年度 (2040年度)
	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)		
①総給付費	1,819,412	1,827,358	1,841,942	5,488,712	1,784,267
②特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (③+④)	78,937	79,389	80,215	238,542	77,372
③ 特定入所者介護サービス費等給付額	77,839	78,185	78,999	235,022	77,372
④ 制度改正に伴う財政影響額	1,099	1,204	1,217	3,519	0
⑤高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (⑥+⑦)	53,805	54,059	54,368	162,232	49,913
⑥ 高額介護サービス費等給付額	52,957	53,130	53,435	159,522	49,913
⑦ 制度改正に伴う財政影響額	848	928	934	2,710	0
⑧高額医療合算介護サービス費等給付額	7,129	7,152	7,193	21,474	6,719
⑨算定対象審査支払手数料	1,301	1,305	1,313	3,919	1,226
標準給付費見込額 (①+②+⑤+⑧+⑨)	1,960,584	1,969,264	1,985,031	5,914,879	1,919,497

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(2) 地域支援事業費の見込み

①介護予防・日常生活支援総合事業の費用見込み

第9期計画期間及び令和22年度における地域支援事業費の費用見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)		令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
介護予防・日常生活支援総合事業費	41,620	38,839	32,241	37,485	37,787	37,800	35,698
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	32,438	33,465	32,700	33,302	33,411	33,602	31,388
包括的支援事業(社会保障充実分)	143	215	540	550	552	555	518
地域支援事業費計	74,200	72,519	65,481	71,336	71,750	71,957	67,604

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(3) 保険料収納必要額の見込み

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	第9期 合計	令和 22年度 (2040年度)
	①標準給付費見込額	1,960,584	1,969,264		
②地域支援事業費見込額	71,336	71,750	71,957	215,043	67,604
③事業費合計(①+②)	2,031,920	2,041,013	2,056,989	6,129,922	1,987,101
④第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	26.0%
⑤第1号被保険者負担相当額(③×④)	467,342	469,433	473,107	1,409,882	516,646
⑥調整交付金相当額	99,903	100,353	101,142	301,398	97,760
⑦調整交付金見込額	130,074	133,067	139,980	403,121	182,224
⑧準備基金取崩額				61,600	0
⑨保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				16,256	0
⑩保険料収納必要額(⑤+⑥-⑦-⑧-⑨)				1,230,303	432,182

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(4) 所得段階別被保険者数の推計

各段階における将来の所得段階別第1号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

(単位：人)

	所得段階別第1号被保険者数					基準額に 対する 割合
	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	第9期 合計	令和 22年度 (2040年度)	
第1段階	1,406	1,390	1,363	4,159	1,055	0.455
第2段階	692	685	671	2,048	519	0.685
第3段階	457	452	443	1,352	342	0.690
第4段階	566	559	548	1,673	424	0.900
第5段階	539	533	523	1,595	404	1.000
第6段階	699	691	678	2,068	524	1.200
第7段階	637	630	618	1,885	478	1.300
第8段階	251	249	244	744	188	1.500
第9段階	111	110	108	329	83	1.700
第10段階	57	56	55	168	43	1.900
第11段階	21	20	20	61	15	2.100
第12段階	14	14	13	41	10	2.300
第13段階	75	74	72	221	56	2.400
第1号被保険者数	5,525	5,463	5,356	16,344	4,141	
補正後第1号被保険者数	5,074	5,017	4,917	15,008	3,801	

※補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

(5) 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、第9期計画期間中の介護保険料（月額）の基準額は6,900円となります。

	令和6～8年度 (2024～2026年度)	令和22年度 (2040年度)
①保険料必要収納額	1,230,303千円	432,182千円
②予定保険料収納率	99.0%	99.0%
③補正後第1号被保険者数	15,008人	3,801人
④保険料基準額(月額) (①÷②÷③÷12)	6,900円	9,571円

(6) 所得段階別保険料の見込み

第9期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者	基準額に 対する割合	介護保険料 (月額)
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.285 (0.455)	1,960円 (3,130円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.485 (0.685)	3,340円 (4,720円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が120万円を超える	0.685 (0.690)	4,720円 (4,760円)
第4段階	○本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.900	6,210円
第5段階	○本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える	1.000	6,900円
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.200	8,280円
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上210万円未満	1.300	8,970円
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が210万円以上320万円未満	1.500	10,350円
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が320万円以上420万円未満	1.700	11,730円
第10段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が420万円以上520万円未満	1.900	13,110円
第11段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が520万円以上620万円未満	2.100	14,490円
第12段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が620万円以上720万円未満	2.300	15,870円
第13段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が720万円以上	2.400	16,560円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減前の値。

第6章

計画推進のために

1 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組む様々な事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。このため、庁内の関係部署が幅広く連携をとって各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。

また、都道府県、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

(3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置付けられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図ります。

(4) 町民との協働

本計画に位置付けられた高齢者福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、福祉文化の浸透を図り、町民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

2 計画の進行管理

本計画の着実な目標実現に向けて、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

(1) 高齢者福祉計画の進行管理

高齢者福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、これを公表するとともに、計画全体の進行管理を図ります。

(2) 第9期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、事業計画期間内に計画の大幅な見直しが必要となった場合、計画策定の中心となった「高齢者福祉総合計画策定委員会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行い、計画の見直しについて審議することとします。

また、地域包括支援センターの運営を中心的に協議する地域包括支援センター運営協議会や、地域密着型サービスの運営・指定を中心的に協議する地域密着型サービス運営委員会との連携を図りながら、適正な介護保険事業を運営します。

資料編

1 森町高齢者福祉総合計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日
訓令第 36 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条に規定する介護保険事業計画(以下「高齢者総合計画」という。)を策定するため、森町高齢者福祉総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、12 人以内で組織し、学識経験者、医療・福祉関係者、被保険者及び費用負担関係者代表等の中から町長が委嘱する。

2 委員の委嘱の期間は、高齢者総合計画が策定される日までとする。

(委員長等)

第 3 条 委員会に委員長、副委員長を各 1 人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(検討委員会)

第 5 条 高齢者総合計画の審議の円滑化を図るため、調査及び調整機関として検討委員会を置く。

2 検討委員会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、副町長をもって充てる。

4 幹事は、幹事長が指名するものをもって構成する。

5 検討委員会の会議は、幹事長が招集する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(費用弁償及び旅費)

第 7 条 委員会の報償費及び旅費については、別表で定める。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 14 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令第 5 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年訓令第 23 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

2

森町高齢者福祉総合計画策定委員会

(1) 森町高齢者福祉総合計画策定委員会 委員

氏名	職業	所属団体名等	備考
川崎 和雄	医師	茅部地区介護認定審査会 会長	委員長
向 和男	医師	森医交会 会長	副委員長
西尾 聡	教員	森町校長会 会長（鷲ノ木小学校長）	
佐々木 裕	会社役員	森町町内会連合会 会長	
佐藤 眞紀子	無職	森町女性団体協議会 副会長	
関 利恵子	会社役員	森町民生委員協議会 会長	
伊藤 秀信	無職	森町社会福祉協議会 会長	
五十嵐 淳子	無職	森町ボランティアの会 書記	
石澤 真理子	無職	森町認知症の人と共に歩む会 幹事	
長崎 一英	無職	介護保険第1号被保険者	
深川 節雄	無職	森町老人クラブ連合会 会長	
成田 富子	無職	介護保険第2号被保険者	

(2) 森町高齢者福祉総合計画策定委員会 事務局

氏名	区分	所属	役職等
宮崎 弘光	事務局長	森町保健福祉課	課長
萩野 友章	事務局員	森町保健福祉課	参事
野崎 架奈子	事務局員	森町保健福祉課介護保険係	課長補佐(兼)係長

3 森町高齢者福祉総合計画策定経過

年月日	会議名等	内 容
令和5年1月	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査
令和5年11月2日	第1回森町高齢者福祉総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の解説及び概要 ・第8期計画の実施状況について ・アンケート調査結果の報告について ・計画策定の概要について ・今後の計画策定スケジュールについて
令和6年1月25日	第2回森町高齢者福祉総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について ・第9期における介護保険料案の見込みについて
令和6年2月15日	第3回森町高齢者福祉総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・森町高齢者福祉総合計画（案）に係る意見募集（パブリックコメント）の結果について ・森町高齢者福祉総合計画素案の確認について ・第9期における介護保険料（案）について

森町高齢者福祉総合計画

(森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

令和6年3月 発行

発行 森 町

公式HP <https://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>

編集 森町 保健福祉課

北海道茅部郡森町字御幸町 144 番地 1

(代表電話) 01374-2-2181

(課代表電話) 01374-7-1085

(FAX 番号) 01374-2-7123

E-mail hokenfukushi@town.hokkaido-mori.lg.jp
